

金融業における環境配慮行動に関する調査研究
報告書

平成14年3月

環境省

はじめに

1992年6月、リオデジャネイロ（ブラジル）において国連環境開発会議（UNCED、いわゆる「地球サミット」）が開催され、環境分野での国際的取組の指針となる「アジェンダ21」が採択された。

1997年6月、アジェンダ21の実施状況を点検、評価することを目的として、国連環境開発特別総会（UNGASS）が開催された。会議では、アジェンダ21の実施状況は必ずしも十分ではないとされ、2002年に国連総会による包括的レビュー（リオ+10）でより大きな目立った進展が示されることを保証するとの決意表明が採択された。

地球サミットから10年後の節目となる本年9月に、アジェンダ21実施の包括的レビューとその取組強化を目的として「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催される。

ヨハネスブルグ・サミットでは、「アジェンダ21」策定後の成果や一層の努力が必要となる分野が検証されるほか、地球サミット以降生じた新たな挑戦や機会についても議論される。本サミットを契機として、21世紀における環境分野での取組に対して世界的な機運を高めることが期待されている。

「アジェンダ21」では「産業は、供給者や消費者に対する影響力をも考慮し、その運営や投資にクリーンな生産政策を組み込むべきである」との言及がある。金融業における環境配慮行動についても、欧米各国では90年代前半からその取組が見られるようになり、金融業における環境配慮行動の在り方についても多くの議論がなされてきた。金融業における環境配慮行動については、特に投融資先への資金調達面での影響力を通じて、広く社会の環境配慮行動を誘導することを期待する意見もある。

わが国でも環境基本計画に金融の役割が明記されており、金融業においてもISO14001を取得する金融機関が増大している状況や環境配慮行動の進んだ企業をスクリーニングして銘柄選定を行う「エコファンド」が相次いで設定される事例のように、環境配慮行動の萌芽を見ることができる。

本報告書は、こうした金融業における環境配慮行動の内外における動向を明らかにし、その在り方についての理解や議論の一助としようとするものである。この報告書が、金融業における環境配慮行動に対して、金融業界関係者をはじめ産業界、ひいては国民の関心を高め、環境問題解決に繋がる具体的行動への参考となれば幸いである。

平成14年3月

目次

はじめに.....	1
1 調査研究の概要.....	4
1.1 調査研究の目的.....	4
1.2 調査研究の体制.....	4
1.3 検討スケジュール.....	5
2 金融業における環境配慮行動の意義と可能性.....	6
2.1 海外の金融業における環境配慮行動の進展経緯と今後の方向性.....	6
2.1.1 融資業務.....	6
2.1.2 投資業務.....	7
2.1.3 補償業務.....	9
2.2 金融業における環境配慮行動の社会的意義と類型.....	10
2.2.1 金融業における環境配慮行動の社会的意義.....	10
2.2.2 金融業における環境配慮行動の類型.....	11
2.3 これまでの環境政策上の位置づけ.....	15
2.3.1 国連環境計画ファイナンスイニシアチブ.....	15
2.3.2 わが国の環境基本計画における位置付け.....	16
3 海外金融業の環境配慮行動.....	19
3.1 企業の環境経営全般に焦点を当てた行動について.....	19
3.1.1 米国の状況.....	19
3.1.2 欧州の状況.....	20
3.1.3 企業の環境経営全般を評価して投資を行う行動を促進している要因.....	21
3.1.4 その他の事例.....	22
3.1.5 社会的責任投資とパフォーマンスに関する研究.....	24
3.2 環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てた行動について.....	29
3.2.1 オールタナティブ銀行／トリオドス銀行の例.....	29
3.2.2 グリーンファンドシステム（オランダ）の例.....	30
3.2.3 温室効果ガス（GHG）削減の支援.....	32
3.3 土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てた行動について.....	36
3.3.1 融資審査における環境リスク評価.....	36
3.3.2 ブラウンフィールド開発プロジェクト（米国）の事例.....	40
3.4 組織内の環境負荷低減に焦点を当てた行動について.....	42
3.4.1 エネルギー.....	42
3.4.2 廃棄物.....	43
3.4.3 オフィス.....	43
3.5 環境コミュニケーション行動について.....	44

3.5.1	環境報告書の発行状況.....	44
3.5.2	環境報告書の記載内容.....	46
3.6	各機関共通の認識形成に焦点を当てた行動について.....	48
3.6.1	スイス銀行協会の事例.....	48
3.6.2	VfU の事例.....	49
3.6.3	EPI Finance2000 の事例.....	50
3.6.4	Forge の事例.....	53
4	国内金融業の環境配慮行動.....	55
4.1	エコファンドについて.....	55
4.1.1	概況.....	55
4.1.2	スクリーニングプロセスとエコファンドの特徴.....	56
4.1.3	エコファンド誕生のインパクト.....	57
4.2	その他の環境配慮行動について.....	59
4.3	国際協力銀行の環境配慮ガイドラインについて.....	65
4.4	日本政策投資銀行の取組について.....	67
4.5	全国地方銀行協会のレポートについて.....	69
4.6	持続可能な社会に資する銀行研究会の取組について.....	70
4.7	日本損害保険協会の取組について.....	71
5	わが国の金融業における環境配慮行動の将来展望.....	75
5.1	金融業における環境配慮行動の潮流.....	75
5.2	わが国の状況.....	75
5.3	将来への展望と期待.....	77
6	参考資料.....	78
参考資料 1	金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP） 宣言（1997年5月修正）.....	78
参考資料 2	金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP） 宣言署名金融機関リスト（2002年1月現在）.....	80
参考資料 3	保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント.....	89
参考資料 4	保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント署名金融機 関リスト（2002年1月現在）.....	91
参考資料 5	『自己資本に関する新しいバーゼル合意』バーゼル銀行監督委員会による 市中協議案抜粋.....	96
参考資料 6	参考文献等.....	97

1 調査研究の概要

1.1 調査研究の目的

近年、エコファンド¹等の環境配慮型金融商品の出現や、全国銀行協会による「経団連環境自主行動計画」への参加決定など、金融業界においても環境配慮への活動が広まりつつあるが、産業活動における金融機能の重要性に鑑みれば、その事業活動が一層環境に配慮したものへと転換されていくことが必要である。

このため、環境配慮型金融商品及び金融業界における環境配慮活動の普及に向けた課題等について調査研究を行った。

具体的には、以下の事項につき検討を行った。

金融業界における環境配慮活動の現状および可能性の検討と、その問題点の評価・分析

環境配慮型金融商品の有効性及び普及に向けた金融業・一般企業のインセンティブ
上記検討に資するため以下の事項につき調査を行った。

主要先進国における金融業への環境配慮促進方策及び金融機関の取組事例

我が国の金融機関における取組事例及び自主行動計画等の既存の枠組み

1.2 調査研究の体制

調査研究を実効あらしめるため、各業態別の金融事業者、有識者等からなる検討会を設置し、調査研究結果をもとにした討議ならびに、調査研究への助言を行った。検討会委員は以下の通りである（敬称略、50音順）。

穴山 眞	日本政策投資銀行政策企画部調査役
（座長）天野 明弘	関西学院大学総合政策学部教授
草野 晶智	三菱信託銀行総務部社会環境室長
齊藤 誠	一橋大学大学院経済学研究科教授
末吉竹二郎	日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長
瀬尾 隆史	安田火災海上保険株式会社地球環境部長
西口 徹	朝日生命保険相互会社広報部社会貢献室長
水口 剛	高崎経済大学経済学部助教授

また、検討会事務局は、以下が務めた。

環境省総合環境政策局環境経済課

株式会社日本総合研究所創発戦略センター

¹ エコファンドとは、社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）の一つで、従来からの株式投資の尺度（収益性や成長性、キャッシュフロー等）に加え、環境保全への対応の評価を銘柄選択に加えた投資信託をいう。欧州では、倫理的ファンドや環境技術ファンドと区別して環境効率性ファンドと呼ばれることもある。

1.3 検討スケジュール

検討会の開催経緯は以下の通りである。

第1回検討会

日時： 平成13年11月29日(木) 13:00～15:00
場所： 経済産業省別館8階850会議室
議事： 本検討会の趣旨と進め方について
金融業における環境配慮行動の意義と可能性について
国内金融業の環境配慮行動について
エコファンド事例研究について
その他

第2回検討会

日時： 平成14年1月25日(金) 15:00～17:00
場所： 環境省第3会議室中央合同庁舎5号館26階
議事： 海外金融業の環境配慮行動について
金融業における環境配慮行動の将来像について
その他

第3回検討会

日時： 平成14年2月27日(水) 10:00～12:00
場所： 環境省第3会議室 中央合同庁舎5号館26階
議事： 金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書案について
金融業の環境配慮行動の今後の在り方について
その他

2 金融業における環境配慮行動の意義と可能性

2.1 海外の金融業における環境配慮行動の進展経緯と今後の方向性

2.1.1 融資業務

銀行が環境問題に関心を払う嚆矢は米国における通称スーパーファンド法（The Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act (CERCLA)）の施行であった。銀行は責任問題が生じることを怖れて、融資を制限するという動きがひろがった。また、浄化責任を問われることで融資先企業が破綻するという事例も生じた。1990年の春に、米国の裁判所が「融資先企業によって引き起こされた汚染地の浄化費用負担責任」を銀行に初めて認定したこと（フリート・ファクターズ判決（Fleet Factors Case）として一般に知られている事例）は、銀行自身に環境問題の責任が及んだ典型的な出来事であった。

この事例では、銀行が顧客の意思決定に影響を及ぼす立場にあった、ということが理由となっている。こうした限定付きの条件であったにもかかわらず、米国では連邦準備制度理事会が1991年10月に各連邦準備銀行の監督官に、「環境責任（Environmental Liability）」に関する通達を出し、銀行の環境リスク管理体制の在り方について言及している²。その結果、まず米国で、続いてヨーロッパ、オーストラリア、カナダなどで、銀行が次々に環境デューデリジェンス³担当部門を設立し、1990年代の初め、もしくは半ばには、土地が担保物件の第1位に設定される全てのローンに環境デューデリジェンスが適用されるようになった。

1990年代半ばには、多くのヨーロッパの銀行が、環境配慮型の金融商品を開発したり、コーポレートファイナンスやプロジェクトファイナンスに当たって環境リスクを評価するプロセスを開発するようになる。

1990年代の後半では、これらの銀行の一部は、マネジメント、法遵守やその他の環境評価基準に基づいて「環境パフォーマンスの良好な企業」に貸出を行っていることを強調するようになった。また、環境関係の新たな技術に融資を注力する金融機関も現われてきた。

ほとんどの国には、銀行の融資業務に関して、必ずしも環境側面での直接的な法的要求または規則があるわけではない。しかし、1993年に米国連邦預金保険

² <http://www.federalreserve.gov/boarddocs/SRLETTERS/1991/SR9120.HTM>

³ デューデリジェンス（Due Diligence）とは、「精査」、「適正評価」と訳される。事前に、企業の有する経済的、法的、物理的な事実関係を多角的に精査することで投資リスク・リターンを把握することをいう。

公社 (Federal Depository Insurance Company (FDIC)) から出版されたガイドラインは、被保険者となる米国のすべての銀行に環境リスク管理をトップレベルの優先順位とすることを求めている。

また、途上国における開発プロジェクトについては、世界銀行が融資の際の事前審査を規定した環境ガイドラインを 1989 年に策定(1999 年にはさらにその内容を強化) している。世界銀行の環境ガイドライン (Pollution Prevention and Abatement Handbook) は、それが拘束力をもつものではないにもかかわらず、環境アセスメントを銀行が行う際のガイドラインとして機能しており、各地域の開発系銀行も同様のガイドラインを作成し、自ら適用しているのが現状である。

2.1.2 投資業務

一般的な投資家は、必ずしも古くから環境問題に関心を払っていたというわけではない。米国において倫理的投資や社会運動と結びついた投資は確かに存在していたが、関心は専らベトナム戦争や南アフリカのアパルトヘイト問題などに向けられていた。英国においても、1948 年から英国国教会が機関投資家として、武器、アルコール、タバコ、ギャンブルに関連する企業に対する投資を忌避する方針を明確にしたり、1984 年に社会的責任投資を明確に打ち出した英国で初めて投資信託商品 “ Friends Provident Stewardship Fund ” が設定されたりしたが、環境問題は、必ずしも焦点になってはいなかった。

しかし、1980 年代半ばには、環境保全技術に投資をするというテーマ型投資信託が登場してくる。さらに、1980 年代末に、広く環境配慮を行う企業に投資をする最初の投資信託 “ the Merlin Ecology Fund ” が設定される。1990 年代に入ると、これに続いて続々と環境効率性⁵の観点から投資企業を選定する投資信託がヨーロッパで設定されるという状況を迎えた。

一般的な投資家が企業の社会的責任、特に環境問題への取組を注視しはじめたというのはこの 5、6 年の状況であるといえる。しかし、環境問題が企業経営に与える影響が増大してくるにつれて、環境面からの企業スクリーニング⁶を通じて、投資行動における収益の増加、不要な環境リスクの回避を意図することは当然の帰結といえることができる。

⁴ <http://wbln0018.worldbank.org/essd/essd.nsf/Docs/TOC?OpenDocument>

⁵ 環境への負荷に対する経済活動の効用の大きさを環境効率性という。一般的に、環境効率性が高ければ、同時に生産効率性や費用効率性も高くなると考えることができる。

⁶ スクリーニングとは、ふるい分けという意味である。つまり、環境面からの企業スクリーニングとは、従来の財務や株価による選別とは別に、一定の環境評価指標を用いて投資対象銘柄を絞り込むプロセスのことをいう。

今日では、証券取引（株式もしくは投資信託に対する投資）において、投資先と環境問題との関連が考慮される状況が確実に広がっている。その形態は以下の3つのいずれかに分類することができる。

- (a) 環境面からの企業スクリーニング、もしくはポートフォリオに組み入れられた多数の会社の継続的な調査分析、に基づいて行われる投資
- (b) 新規株式公開の際の環境面でのデューデリジェンス、もしくはある企業の環境問題に帰因する潜在的負債、を調査して行われる投資
- (c) 環境サービス産業（例えば廃棄物処理または水処理）を対象として行われる投資

とりわけ、企業の社会的責任もしくは環境効率性にもとづく投資信託の拡大には顕著なものがある。企業の環境パフォーマンスに対する投資家の関心は、個人及び機関投資家を問わず着実に高まっている。ここ数年にわたって、環境パフォーマンスの優劣が株式価値を左右するか否かという論争があった。より多くの調査が必要であるものの、ポジティブな相互関係が存在するという考え方が徐々に広がっている。

この考え方に対する支持は環境効率性ファンドの最近の残高増大や運用成績でも裏付けられている。最初の環境効率性ファンドは1990年代前半から出てきているが、99年、2000年には数多くのファンドが設定されて、資産総額は100億米ドルを超えていると見られる。

この5年ほどのあいだに、さまざまな調査機関（例えば米国のInnovest Strategic Advisors社、スイスのSustainable Asset Management社など）が環境配慮行動に関する企業情報や環境スクリーニングの結果情報など分析データを提供し始めるようになった。ファンドマネジャーは、こうした機関から情報を購入し収益率の改善を目的に、自身の投資モデルに活用している。

さらに、1999年には、Dow Jones Sustainability Group Index（以下DJSGIという）⁷のような標準株価指数も生まれている。最近では、フィナンシャル・タイムズ社（Financial Times）とロンドン証券取引所の合併会社であるFTSE International社が創設したFTSE4Good Indices⁸の事例がある。

またヨーロッパでは、年金基金の情報開示制度が創設されたり、環境ベンチャーに対して投資する未公開株式ファンド、ベンチャーキャピタルファンドなどが出現している現状にある。

⁷ <http://indexes.dowjones.com/djsgl>

⁸ <http://www.ftse4good.com>

2.1.3 補償業務

損害保険会社は、環境問題に広汎に関わるようになった最初の金融業であるといえる。1970年代に、損害保険会社はアスベストに関連した損害賠償に直面し始めた。1980年代に入ると米国の損害保険会社はいわゆるスーパーファンド法により企業が負担する汚染土壌浄化費用を保険金として補償することが出てきた。多くの損害保険会社は、1980年代前半に環境汚染賠償責任保険を提供し始めたが、請求を過小評価して、予想より保険金支払いが大きな額になった。これらの問題は、損害保険会社の破産、買収、合併及びリストラ事例をもたらす結果にもなった。

1985年に、損害保険会社は一般賠償責任保険（Comprehensive General Liability）の約款を改訂し、汚染に起因する損害については免責とすることにした。その結果、企業は環境汚染損害及び賠償責任をカバーする特別の保険を購入しなければならなくなった。

1990年代に入ると、地球温暖化問題に関連した保険金支払額の増大が関心の的となる。ミュンヘン再保険会社によれば、1990年代の自然災害による世界の保険金支払額は30年前とくらべて15倍になっていると報告されている⁹。

特に再保険会社の場合には、関心の焦点は潜在的な大規模災害の可能性におかれている。特に、気候変動問題への関心が高い。これは、大規模災害の場合の保険金支払の大部分が再保険会社によって支払われているからである。

損害保険会社は、環境専門家を自社やグループ会社に積極的に配置し、そうした専門家が顧客企業の環境責任の財務的な影響を分析し、環境側面からの経営リスクを低減させるために、顧客企業と一緒に取組を行う等の活動を拡大させている¹⁰。

また、損害保険会社は、地球温暖化のような気候学的現象や台風の増加頻度などを分析する、金融業で最先端のノウハウを有しており、分析結果は顧客に提供されている¹¹。近年では、保険と証券の境界線も曖昧なものになりつつあり、損害保険会社が天候デリバティブなどを扱う例も増えている。

⁹ http://www.munichre.com/customer_relations_e/cr_e_u2_naturkatastrophen_klimaaenderung.html

¹⁰ 例えば、スイス再保険会社では、環境ソリューションチームという名称の組織を設置し、2000年度において約30の案件で顧客と環境配慮推進のための取組を行っている（スイス再保険会社環境報告書2000より）。

¹¹ 一例として、ミュンヘン再保険会社の1999年のヨーロッパにおける冬季の暴風に関するレポートを事例としてあげることができる。http://www.munichre.com/aktuelles_forum_e/pdf/winterstuerme_e_.pdf

2.2 金融業における環境配慮行動の社会的意義と類型

2.2.1 金融業における環境配慮行動の社会的意義

欧米の金融業は、この 10 年で環境配慮行動を進展させてきた。この背景には、金融機関も社会の一構成員として、企業市民としての立場を自覚し、持続可能な社会を実現するための企業の社会的責任¹²を全うしていかなければならないとの認識がある。同時に、持続可能性の観点からの顧客企業のリスクが、金融機関自身のブランドや評判にも直接影響を与えるものであるという認識もある。

この結果、特に大手金融機関は専任スタッフを雇用して、環境問題が組織の経営及びリスク管理プロセスにどう影響を及ぼすかを注視する体制を構築している。

このような金融業における環境配慮行動の社会的意義は、金融業自らが事業に関わって生じる環境負荷を低減させることで環境保全に貢献すること以外に、それが融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという点にある。

一般企業は、金融機関にくらべて環境負荷に直接関わっているケースも多く、理解も進んでいると考えられる。しかし、環境対策を単に法律で決められた厄介ごと、コスト増加要因だとする企業もある。金融機関は、環境問題に対する関心を一般的なものとするよう、顧客企業に働きかける機能を有している。こうした情報を共有することで、顧客企業が環境対策を促進していくことが期待できる。

単なる情報提供にとどまらず、金融機関が顧客企業の環境対策の取組を評価し、取引条件（例えば資金調達コストの高低）に反映させることは、企業の環境対策を促進するインセンティブとなって機能する。こうした行動は、企業の環境対策を一層、促進することになると考えられる。

同時に、顧客企業が環境ビジネスや環境関連プロジェクトの担い手である場合には、金融機関がその事業性を評価し、取引条件に反映する行動は、優良な案件を峻別し、そこに必要な資金を供給する行動に繋がり、結果的に優良な環境ビジネスや環境関連プロジェクトを育成していくことに貢献する。

金融機関の取引先である個人に対しても、金融機関は、環境配慮行動にインセ

¹² 企業の社会的責任（Corporate social responsibility）とは、企業活動をその企業だけではなく、広く社会に対して影響を及ぼすものとして捉え、企業は社会的な存在として、自社の利益・経済合理性だけで行動するのではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきである、社会的な責任を果たすべきであるとする考え方。社会に対する影響としては、例えば工場の排水による公害問題など環境に及ぼす影響、国際化やリストラなどによって従業員や地域社会および国家経済に及ぼす影響などがある。こうした企業の社会的責任は、法的責任、経済的責任、制度的責任、社会貢献に分類されることもある。近年、ヨーロッパでは再びその重要性が強調されており、サステナビリティ社長ジョン・エルキントン氏の提唱する“トリプル・ボトムライン”という概念も、企業評価における企業の社会的責任の重要性を強調したものである。欧州の大手金融機関の多くが、経営課題としてこれを掲げている。

ンティブを与えるような金融商品を提供することによって、生活者を方向づける機能を有している。また、環境問題に関する情報の提供、金融機関の環境配慮行動に関する情報の提供によっても、生活者の環境問題への関心や認識を高めることができ、ひいては生活者の環境配慮行動を一層、促進することにも繋がると考えられる。

2.2.2 金融業における環境配慮行動の類型

金融業が環境配慮行動を行おうとする動機には、企業の社会的責任の全う、自らのブランドや評判への悪影響回避のほか、それが事業上の「機会」獲得と「リスク」回避に繋がるといった想定がある。以下に各業務別にその主要な内容を示す。

(a) 機会の側面

融資業務：融資業務において、金融機関は貸倒れを回避するために環境指標を信用度を測る手段として重視し始めている。同時に、これらの指標は環境問題が深刻化していく状況下での成長企業を評価する場合にも有効なものとなる。金融機関は成長業種、成長企業に対する新たな融資機会を獲得したいとしている。

投資業務：金融機関は、企業の環境効率性や社会的責任に関する取組¹³の評価にもとづいた金融商品の認知は進んでおり、投資家の数も増加していると考えている。ファンドマネジャーは、将来のマーケットリーダーやイノベーターに相応しい企業を、長期の投資対象として見つけようとしており、将来、こうした企業の企業価値が上昇することで、収益機会を獲得することができると考えている。

補償業務：補償業務に関わる金融機関にとって、顧客の環境リスクの増大は、新種保険の開発など新たな事業機会の獲得に繋がると考えている。さらに環境問題が深刻化していく状況下での成長業種、成長企業に対する新たな補償機会を獲得したいとしている。

(b) リスクの側面

融資業務：融資業務に関わる金融機関にとって、借り手の元利払いが滞ることと担保価値の損失が最も大きな関心事であることはいうまでもない。

¹³社会的責任に関する取組には、例えば人的資源への配慮（職場の安全と健康の確保、自社株保有制度、差別禁止、人権保護など）・環境への配慮（資源の節約、有害物質の排出削減、地球環境問題への取組など）・利害関係者への配慮（投資家、取引先、消費者、コミュニティーなど）などをあげることができる。各企業のこうした取組を評価し、銘柄選定を行う投資行動が社会的責任投資である。

環境問題は、直接にこれらの問題に影響しうるようになっている。金融機関はデューデリジェンス実施費用の増大と法律遵守のための弁護士費用の増大に直面している。さらに金融機関自身が担保の保有者となる場合には、過去のデューデリジェンスを怠っていたために、予想通りの担保価値を回収できないという事態にも直面する。さらに多くのストラクチャードファイナンスやプロジェクトファイナンスに関して事前の環境デューデリジェンスの重要性は増大している。

投資業務：投資家やファンドマネジャーは、投資先企業のバランスシートとキャッシュフローに関心を持っている。環境問題がバランスシートとキャッシュフローに影響を与える度合いは増大する方向にある。投資家やファンドマネジャーの関心事として企業イメージということがあげられる。環境破壊を引き起こす災害や社会的責任の怠慢によって批判が巻き起こり株価が深刻な打撃を受けたメーカーの事例が過去にあるからである。

補償業務：補償業務に関わる金融機関にとって、顧客の環境リスクの増大は、まず、保険金支払いの増大という形で現れる。その結果、保険会社は保険商品の提供機会を狭める可能性がある。損害賠償請求が環境問題の深刻化との関連性を強めていくため「大数の法則」¹⁴が働きにくくなり、保険会社は保険商品の提供に慎重にならざるを得ないからである。補償業務に関わる金融機関は環境面からのリスク管理の機能がより一層求められる。

同時に、金融業も資源節約がコスト削減に寄与することはいうまでもない。金融機関での使用済み品のリサイクルによる収入、省エネルギー、出張の削減、コンピュータ経費の削減などがコスト削減の機会である。

さらに、金融業は、自らの活動が環境や社会問題には大きな影響を与えないと主張することはもはや困難になっている。例えば海外の金融機関は、途上国での事業活動に関連して、さまざまなステイクホルダーから批判される対象になる事態を経験している。これは、自らの株価の水準に大きな影響を及ぼすリスク要因として認識されている。

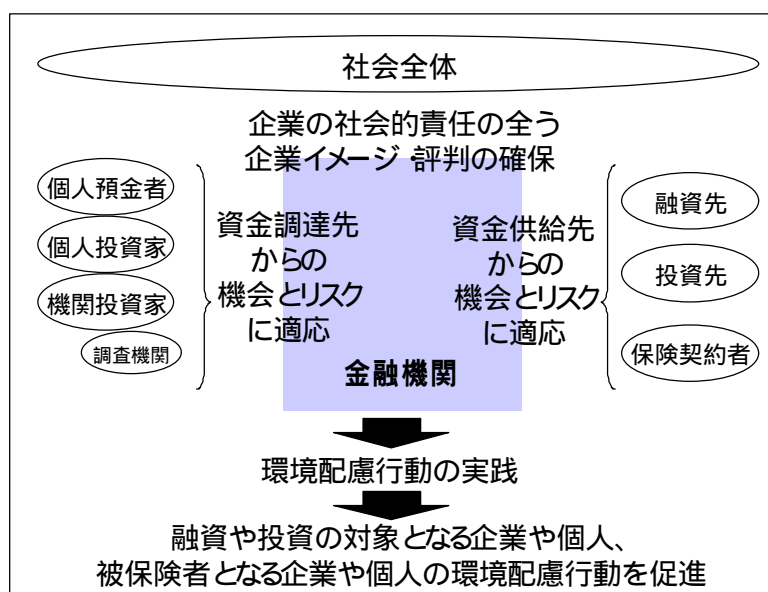
加えて、受信面で金融機関が環境配慮行動から評価されるという状況も生じている。預金者、投資家などが金融機関を、環境配慮行動を考慮して選択したり、投資家に情報提供を行う調査機関が評価を行うという事例がある。将来的にこう

¹⁴ ある事象が一見、偶然や、不規則的に見えても、同じ属性を持った事象データを大量に集めれば集めるほど、その事象が一定割合で発生していることが観測できること。

した状況がさらに顕在化することになれば、環境配慮行動の巧拙が金融機関の資金調達能力に影響を及ぼす要因としても認識されることになるだろう。

以上のように、金融機関の社会的責任としての自覚や機会とリスクへの適応という経済合理的な行動によって牽引され、しかもそれが前述のような、融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという社会的意義に繋がるという点が金融業の環境配慮行動の特徴だといえる。

図表 2.1 金融業の環境配慮行動の動機と社会的意義



次ページの図には、内外の事例に則して、環境配慮行動を体系的に理解するための類型を示す。「融資業務」、「投資業務」、「補償業務」という業態を一方の区分として、「機会」の側面からは、「企業の環境経営全般に焦点を当てたもの」、「環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの（地球温暖化問題に関連するものを含む）」という区分を行う。「リスク」の側面からは「土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの」という区分を行う。さらに、「機会」と「リスク」の双方の側面から「組織内の環境負荷低減に焦点を当てたもの」、「環境コミュニケーション行動に焦点を当てたもの」、「各機関共通の認識形成に焦点を当てたもの」という区分を付加する。この図は、本調査研究における検討の視座を提供するものである。

なお、「融資業務」、「投資業務」、「補償業務」はあくまで「間接金融」、「直接金融」、「リスク転嫁」という金融機能を示すものであり、「銀行」、「証券会社」、「保険会社」という組織に対応するものではない。今日、金融機関の業態乗り入れがわが国においても進行しており、その点の注意は必要である。

図表 2.2 証券業における環境配慮行動の類型

は環境配慮行動の例示	
企業環境経営全般に焦点を当てたもの	<p>融資審査での環境配慮の反映</p> <p>投資銘柄選定での環境配慮の反映</p> <p>一般保険引受での環境配慮の反映</p>
環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの	<p>環境保全対策、環境ビジネスへの優遇融資</p> <p>環境分野のプロジェクト投資</p> <p>環境ベンチャーへの投資</p> <p>排出量取引等の仲介</p> <p>天候デリバティブ</p> <p>環境保全対策、環境ビジネスへの保険</p>
土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの	<p>融資審査での環境配慮の反映</p> <p>新種保険開発</p> <p>環境リスクを引き受ける保険での環境配慮の反映</p>
組織内の環境負荷低減に焦点を当てたもの	<p>環境方針策定</p> <p>ISO 14001 取得</p> <p>環境監査</p> <p>省エネルギー</p> <p>省資源（紙利用等）</p>
環境コミュニケーション行動に焦点を当てたもの (取組の発信) (働きかけ)	<p>環境会計</p> <p>環境パフォーマンス指標作成</p> <p>環境報告書発行</p> <p>環境情報の提供</p> <p>コンサルティングサービスの提供</p> <p>寄付</p> <p>基金設立</p>
各機関共通の認識形成に焦点を当てたもの	<p>各種ガイドラインの作成</p>
融資業務	
投資業務	
補償業務	

2.3 これまでの環境政策上の位置づけ

2.3.1 国連環境計画ファイナンスイニシアチブ

こうした金融業の環境配慮行動を、政策に促そうとする動きは、国連環境計画（UNEP）のファイナンスイニシアチブプログラムが代表的である。

国連環境計画は1972年から、環境保全と両立する経済発展を促進させるための活動を進めてきたが、銀行家や投資家は利益を確保しつつ、環境保全に対する貢献ができるとの認識から、1991年に地球サミット準備作業の一環として、国際的金融機関にそうした銀行の役割に関して認識の共有を求めた。これに呼応して銀行界としての環境保全のコミットメントを宣言する動きが起こり、1992年におよそ30の銀行により「銀行による環境及び持続可能な発展に関する宣言」に署名がなされた。

この宣言は、1997年に「金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言」¹⁵と改称され、一部改定が行われたが、金融業の環境配慮行動の社会的意義とその在り方を簡潔に要約している。

すなわち、「金融サービス部門は、他の経済部門と協力することにより、持続可能な発展の重要な貢献者たると我々は考える。」とその社会的意義を認識した上で、「我々の事業に適用される地方、国、国際レベルの環境法規に従うことを約束し、環境的配慮をあらゆる市場において、活動、資産管理、又その他の事業決定に組み入れて行くよう努力する。」と環境配慮行動の重要性を宣言している。

具体的には、「持続可能な発展を実現させる最高の方法は、適切な費用効果的法規及び経済的手段の枠内で市場を機能させることであると、我々は信ずる。」と経済合理性を前提としつつ、「我々は、環境保護促進となる製品及びサービスを発展するよう金融サービス分野に推進を促す。」と事業機会としての行動と、「国内及び国際事業両方において、環境上のリスクを把握しその度合を測定することはリスクを評価し管理するための通常過程の一つであると認識する。我々の取引先に関しては、企業が適切な環境法規に従っていること又環境上健全な方針を採っていることが効果的に企業管理が行われているのを示す重要な要素であると考え。」、「我々の取引先が環境リスクを減らす自己の能力を強化させ、持続可能な発展を促進することができるよう必要に応じて、我々は取引先と共に情報を分かち合う。」とリスク対応としての行動をとることをうたっている。

さらに、「我々は、エネルギー効率、再生、廃棄物減少を含む環境管理に最善を尽くすよう努力する。また、同じように高い環境基準を導入している共同事業

¹⁵ 本報告書参考資料1参照。

者、供給者、下請契約者と事業関係を結ぶよう努める。」と組織内の環境負荷低減に焦点を当てた行動を、「我々は、金融団体に対し各自の環境政策宣言を作成し発表すること、又、環境的考慮が事業にすでに反映されている段階はどれほどであるかを定期的に報告するよう勧める。」と環境コミュニケーション行動を、「我々は、他の金融団体が当宣言を支持することを奨励する。最良の実施が広く行われるよう我々の経験と知識を彼等と分け合うことを公約する。」と各機関共通の認識形成に焦点を当てた行動をとることをうたっている。

国連環境計画のファイナンスイニシアチブプログラムは、創設以降、数々の調査研究の実施と成果の公表、世界の金融機関のコミュニケーション促進のための年次総会の開催、金融機関の普及啓発のためのセミナーの開催、今日的課題を討議するワーキンググループの組織化などを行ってきた。

1995年には、国連環境計画（UNEP）の保険イニシアチブの活動がスタートしたが、これは数社の損害保険会社と再保険会社がコアのメンバーとなった。

なお、「金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言」への署名機関数は2002年1月現在で、50ヶ国192機関に達している¹⁶。また、「保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント」への署名機関数は2002年1月現在で、27ヶ国87機関に達している¹⁷。

2.3.2 わが国の環境基本計画における位置付け

一方、わが国においては、国の環境政策の根幹となる環境基本計画¹⁸において、金融業の環境配慮行動に関連して、以下のような言及がなされており、政策上の課題としての位置付けがなされているといえる。

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み

社会経済システムに関しては、環境負荷に直結する資源採取、生産、流通、消費、廃棄に関するシステムにおける環境配慮をより確実なものとするため、関係主体が環境配慮を行う機会を事業などの企画や立案などの意思決定過程に適切に組み込んでいくことを促進します。また、社会全体の方向に大きな影響力を持つ税財政システムや金融システムについて、環境施策全体の中での位置付けを踏まえながら、環境保全の観点にも配慮した検討を行います。

¹⁶ 本報告書参考資料2参照。

¹⁷ 本報告書参考資料4参照。

¹⁸ 環境省編『環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 』平成13年3月（アンダーライン追加）。

3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

(2) 環境のための投資

一方、民間投資に関しては、行政の関与、特に規制を必要最小限にとどめることを前提とします。その上で、環境保全に係る外部不経済が強く見られる場合などにおいては、市場価格に環境利用のコストや環境容量の制約条件が適切に織り込まれるように努めます。また、民間における環境投資の促進と一体となった社会基盤の整備、需要面からの環境投資の促進、環境投資のための資金調達の円滑化、環境投資のための支援の枠組みについて検討を行い、民間における環境投資のための環境整備に努めます。

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第1章 戦略プログラムの展開

第9節 環境投資の促進

3 重点的取組事項

(2) 民間部門における環境投資の促進

ウ 環境投資の促進のための環境整備

(ア) 企業における環境経営の促進

また、企業の環境に配慮した経営を行おうとする努力が市場において適切に評価され、消費者や投資家など様々な主体からそのような企業の財・サービスや有価証券などが好ましいものと考えられるようになることにより、さらに環境経営が進められていく環境経営促進のプロセスを確立していきます。

(エ) 環境投資のための資金調達の円滑化

投資家の株式などへの投資や金融機関などの企業への出融資に際して、経済的側面に加え、企業の環境保全への取組が判断材料として組み入れられることにより、企業における環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組みを検討します。その検討にあたっては、欧米に見られるような収益面のみならず、倫理面、社会的な側面までに配慮した社会的責任投資 (Socially Responsible Investment) の考え方に留意します。

第11節 国際的寄与・参加の推進

1 現状と課題

国際協力などにおける環境配慮の分野においては、「政府開発援助に関する中期政策」において、ODAの実施に際しての環境配慮が一層明確に位置付けられました。また、国際協力銀行や国際協力事業団の行う主要なODAについては、環境配慮手続きが定められています。さらに、新たに貿易保険を含む輸出信用においても環境配慮ガイドラインが策定され、運用されるようになりました。これら環境配慮の手続き、方法などについては、国内外の取組の進展に配慮しながらその充実が図られるとともに、実施体制の整備が図られてきています。

また、国際協力銀行においては、ODAと輸出信用の両方に係る統合された環境ガイドラインを策定することとなっていますが、それぞれの目的の相違を踏まえながら、整合性ある基準とするよう取り組む方針です。

さらに、民間海外投資における環境配慮については、経済団体連合会などで自主的取組がなされており、民間融資、民間保険においても自主的取組の兆しが見られます。

第2章 環境保全施策の体系

第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

3 社会経済の主要な分野におけるそれぞれの主体の役割

(4) その他

イ 金融

金融は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境に大きな影響を及ぼしうるものです。一方、環境保全活動に対する寄付や投資が組み込まれた預金の提供など積極的な取組も行われています。

金融機関については、ベンチャー企業として行われることも多いエコビジネスに財務面からの助言を与えるなどその育成に寄与するとともに、融資や投資の際に対象企業の事業実施に当たっての環境配慮の状況を考慮に入れることや、環境についての情報が不足しがちな中小企業に対して情報を提供し、助言者としての役割を果たすことなどが期待されます。また、国民の環境に対する意識の高まりを背景とする、環境に配慮した経営を行う企業やエコビジネスに対して投資したいという意向の高まりに応えエコ・ファンドなどの環境に配慮した企業への投資の枠組みについて検討を行うことが期待されます。

3 海外金融業の環境配慮行動

3.1 企業の環境経営全般に焦点を当てた行動について

企業の環境経営全般に焦点を当てた行動としては、企業の環境配慮行動を評価して銘柄選定を行う投資行動が代表的である。ただし近時、欧米では環境配慮行動だけを評価項目として銘柄選定を行う投資行動は、必ずしも数多く存在していないことに注意が必要である。このため以下では、広く社会的責任投資という脈絡から、海外金融業の企業の環境経営全般を評価して投資を行う行動を概観する。

3.1.1 米国の状況

Social Investment Forum¹⁹が発表した“2001 Trends Report”では広義の社会的責任投資全体の2001年の状況が報告されている。

このなかで、米国の社会的責任投資はスクリーニング、株主行動、コミュニティ投資の3つに分類され、全体の規模は2兆3,400億ドルに達しているとされている。この規模は全米の専門的投資運用規模に対して約12%の割合にあたる。

このうちスクリーニング型の投資行動の規模は2兆300億ドルと推定され、伸び率99年比36%増となっている。その内訳は、オープン投信が1,530億ドル(99年比1%減)、個別勘定が1兆8,700億ドル(99年比39%増)である。オープン投信の設定数は230ファンド(99年調査から62ファンド増加)となっている²⁰。この期間は米国の株価下落が続いていた時期であり、99年調査に比べると10億ドルの減少であるが、実際には資金流入の状態にあったものと考えられる。

「環境」はスクリーニング型の投資行動の評価項目として運用事例の50%以上で採用されている²¹と伝えられており、上記のファンドも過半数で企業の環境配慮行動評価を反映させていると推測される。

2001年に入って、最初の9ヶ月で米国のオープン投信市況は、下落率でマイナス94%の下落に見舞われた。これに対して、SRI型オープン投信の下落率

¹⁹ 米国の社会・環境責任投資普及のための関係者団体(NPO)。金融機関を含め、参加メンバーは500組織を超える全米最大の団体。

²⁰ ここで「オープン投信」という用語は、個人投資家に販売される形態を指して用いる。一方、「個別勘定」という用語は年金基金、財団など機関投資家の資金を金融機関が運用する形態を指して用いる。

²¹ スクリーニング型の投資行動の評価項目に関する同報告での調査結果は次の通りである。

- (a) 50%以上のポートフォリオで採用されている評価項目：タバコ、環境、人権、雇用/平等、ギャンブル、アルコール、兵器
- (b) 30~49%以上のポートフォリオで採用されている評価項目：労使関係、動物実験/権利、コミュニティ投資、地域活動
- (c) 30%以下のポートフォリオで採用されている評価項目：役員報酬、避妊/産児制限、国際的労働基準

はマイナス 54%に留まっており、そのパフォーマンスの良さを物語っている。

3.1.2 欧州の状況

Sustainable Investment Research International (SiRi) Group²²がまとめた “Green, social and ethical funds in Europe 2001” では、SRI型オープン投信の欧州における最近の動向が報告されている。

欧州内のSRI型オープン投信は、設定数 251 ファンド(2001年6月末現在、2000年1月から58%増加)、資産残高 156 億ユーロと見られている。1999年末の資産残高は 111 億ユーロであり、この間の株式市況全体の下落も勘案すると極めて高い成長率を記録している。資産残高の規模が大きいのは、英国、フランス、イタリア、オランダ、スイスの順で、伸びが高いのはフランス(1700%)、ドイツ(300%)などであり、英国でも18ヶ月で48%の伸びとなっている。

図表 3.1 欧州内のSRI型オープン投信の状況

	設定ファンド数	資産残高 (百万ユーロ)		設定ファンド数	資産残高 (百万ユーロ)
英国	62	5,911	スペイン	11	215
フランス	38	1,917	イタリア	9	1,843
スウェーデン	34	787	オーストリア	4	19
ベルギー	33	981	ルルウェー	3	40
ドイツ	22	837	ポーランド	1	na
スイス	16	1,368	デンマーク	1	10
オランダ	16	1,684	フィンランド	1	39
			合計	251	156,000

(出所) “Green, social and ethical funds in Europe 2001” SiRi Group

また、報告では、SRI型オープン投信のオープン投信市場全体に占める割合が試算されているが、ドイツ(0.10%)、フランス(0.22%)が低く、オランダ(1.45%)、スイス(1.47%)が相対的に高くなっている。

欧州内の個別勘定による社会的責任投資の規模に関するデータは不詳だが、英国では2000年10月に年金基金の約8割が社会的責任投資との調査結果も報告されている²³。

²² 2000年に結成された世界のSRI関係調査機関12機関のグループ。世界4,000社あまりの企業を100人以上の研究員でカバーし、共通のフォーマットで企業評価レポートを作成することを目指している。

²³ UK Social Investment Forumによる調査。

図表 3.2 SRI型オープン投信のオープン投信市場全体に占める割合の推計

(単位：百万ユーロ)

国名	ドイツ	フランス	イタリア	英国	ベルギー	オランダ	スイス	8カ国計
残高	838	1,917	1,842	5,910	989	1,683	1,368	15,663
割合	0.10%	0.22%	0.43%	1.03%	1.18%	1.45%	1.47%	0.43%

(出所)“Green, social and ethical funds in Europe 2001” SiRi Group

3.1.3 企業の環境経営全般を評価して投資を行う行動を促進している要因

1) 社会的責任投資を促進する年金、保険等の制度改正

企業の環境経営全般を評価して投資を行う行動は、機関投資家等でも顕著になっている。英国では2000年7月に年金法が改正され、「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての開示が義務付けられ、金額ベースでは8割近い年金基金がこうした考慮を始めている。同様の制度改正はフランス、ドイツ、オーストラリアなどでも実現している。公的年金、企業年金、個人年金のうち企業の環境経営全般を評価して投資を行う行動が顕著であるのは、企業年金のカテゴリーである。この場合、ひとつの年金基金が、複数の投資信託(個人向けとは別勘定で設定)に投資を行う形態が通例となっている。

他方、保険業界でも英国保険協会²⁴は2001年11月に「社会的責任投資に関する情報開示ガイドライン(The ABI Disclosure Guidelines on Social Responsibility)」²⁵を投資の対象になる企業に対して示し、自らが企業の環境、社会配慮を考慮して投資を行っていく姿勢を明確化した。英国大手保険会社CGNUは、大手上場企業100社に対して環境報告書の作成を要求、作成しない場合にはその年度の会計報告の承認に反対票を投じるとの方針を打ち出している。

2) 株主代理権による企業への影響力行使

近時、社会的責任投資は企業の環境配慮行動を評価して銘柄選定を行うばかりではなく、株主代理権行使によって企業に直接的に影響力を及ぼそうとする動きも目立っている。米国の社会的責任投資においては社会運動と連携して古くから影響力行使が存在してきたが、欧州においても気運が高まっている(英国のFriends Ivory & Sime社、スイスのETHOS Services社など)。具体的には、株主代理権の存在を背景に企業とさまざまな対話を重ね、企業行動の変更を求めて

²⁴ 英国の保険業の97%を超える団体が加盟する業界団体。参加メンバーは400社を超える。

²⁵ http://www.abi.org.uk/ResearchInfo/SocialResponsibility/CSR_FullReport.pdf

いく形態と、株主総会において会社側の議案に反対したり、自ら議案を提出して企業行動の変更を求めていく形態がある。カナダでは、こうした株主代理権を行使しやすいよう 2001 年に法律改正がなされた経緯がある²⁶。

3) 企業の社会的責任の必要性を求める EU ガイドラインの発行

2001 年 7 月、欧州委員会は“ Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility ” と題するグリーンペーパーを発行した。このなかで欧州委員会は企業の社会的責任に関して、「欧州が世界で最も競争力を有し、活力溢れた知識基盤を基礎とした経済を有し、より多くのしかも待遇の優れた仕事と社会的な連帯を前提とした持続可能な経済成長を実現する」という戦略的ゴールに積極的に貢献するものという位置づけを与えている。そのうえで、2003 年末までに設立予定の欧州株式市場において、社会的責任投資ファンド設立の基礎となる環境・社会パフォーマンスに優れた企業からなる欧州株価指標の必要性をうたっている。こうした言及は、行政が社会的責任投資を肯定的に評価する立場をとるものとして注目されている。

3.1.4 その他の事例

1) ノルウェー政府のエコファンド

政府資金を企業の環境経営全般を評価して運用している事例がノルウェーにある。ノルウェー政府は北海油田の売却代金収入を世界の株式市場に投資して運用している (Petroleum Fund)。2001 年 1 月 31 日に 10 億ノルウェークローネを別勘定にするかたちでエコファンドの運用がスタートした。運用は中央銀行が担当し、先進 22 カ国の株式に投資している。環境に対しての負荷が低いと考えられる企業もしくは質の高い環境報告書を発行するとともに、環境マネジメントに優れた企業が投資対象となっている。企業評価は英国の Ethical Investment Research Services (EIRIS) が担当している。ファンドの規模については 3 年後を目途に見直しを行なうこととし、現在は試行期間という位置づけである。

2) スイスの公的年金の S R I 型運用

Ausgleichsfonds der Alters-und Hinterlassenenversicherung (AHV) は、2001 年中に資産の 10% をグローバル株式運用に移行することとし、まず 5 億スイスフラン分を DJSGI をベンチマークとして運用するよう State Street Global Advisors 社に委任を行った。既に 2001 年 1 月には、Bank Sarasin と Ethos

²⁶ <http://laws.justice.gc.ca/en/C-44/text.html>

Services 社に対して 5 千万スイスフランを試験的に運用委任していた。

3) 社会的責任投資の拡大に対応した株価指数の開発

フィナンシャル・タイムズ社 (Financial Times) とロンドン証券取引所の合弁会社である FTSE International 社が提供している FTSE 株価指数に、2001 年 6 月から 4good と呼ばれる S R I 型株価指数が誕生した。S R I 型株価指数としては、これまでも Domini Social Index (米国) や DJSGI (スイス) などがあるが、FTSE4good は、環境に加えて人権、利害関係者との関係という軸を明確に据えた点が特徴である。2001 年 11 月 19 日現在、FTSE4good グローバルインデックスには日本企業 17 社も組込まれている。

4) S R I 関係機関の国際的な連携の動き

2000 年に、世界の S R I 関係調査機関 12 機関が連携して、SiRi Group が結成された。これは、社会的責任投資においてもグローバル投資が拡大していくなかで、各国の調査機関が共通のフォーマットで互いの情報を共有しながら、各地域の金融機関等のニーズに応えていこうとするもので、グループ全体を見るとイタリア、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、ポーランド、スイス、スペイン、ポルトガル、英国、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、米国、カナダ、オーストラリア、フランスの 4,000 社あまりの企業を 100 人以上のリサーチャーでカバーする体制となっている。

2001 年に入ると、香港で ASrIA (Association for Sustainable & Responsible Investment in Asia) が結成された。この組織は、欧米の主要な SRI 型投信委託会社がスポンサーとなりアジア地域で S R I 型投信を普及させるための積極的な活動を行っている²⁷。

2001 年 11 月には、欧州で Euro-SIF (European Social Investment Forum) が結成されている²⁸。これは、欧州各国 (フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国) の SRI 関係団体が集まって横断的組織を結成したものであり、ヨーロッパ委員会の Corporate Social Responsibility グリーンペーパーの内容に対応してロビイング活動を行うとともに、今後、年金運用における情報開示制度の汎欧的な促進、各国間の理解促進などを進めていくとしている。同団体には、欧州の主要機関、世界自然保護基金 (WWF) が会員になっており、欧州委員会自身もサポーターとなっていることが注目される。

²⁷ <http://www.asria.org>。主な目的として、アジア地域における高質な S R I 金融商品・サービスの創出促進、持続可能な企業活動が評価される資本市場形成のための法律、制度の提言などを掲げている。

²⁸ <http://www.eurosif.info>

3.1.5 社会的責任投資とパフォーマンスに関する研究

社会的責任投資が欧米で拡大を遂げている背景には、その投資スタイルが必ずしもパフォーマンスを犠牲にしているわけではないという実証研究の成果が広く共有されてきたということがある。

まず、個々の企業においては、企業の環境パフォーマンス (Corporate Environmental Performance; CEP) あるいは社会的責任に関するパフォーマンス Corporate Social Performance; CSP) と財務パフォーマンス (Corporate Financial Performance; CFP) との相関は少なくともマイナスではなく、プラスであるとも考えられるケースも多いことが先行研究に関する事例調査で示されている。

図表 3.3 企業の社会・環境パフォーマンスと財務パフォーマンスとの相関に係る過去の研究

突発的の事件と関連づけた研究以外のもの					
1. Waddock & Graves (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1989-1991	S&P 500 銘柄中の469社	+	+	先行したり、付随したりする
KLDスクリーニング項目 (CEP項目を含む) を略式化した複合指標を用いて、翌年のCFP (資産収益率 (ROA)、株主資本利益率 (ROE)、売上高収益率 (ROS)) を予測。また逆に、CFPから翌年のCSP、CEPを予測。それぞれ、高い予測能力 (決定係数は、各11%、27%) が認められる。よって、CSP/CEPとCFPの間に循環的な相関性がある。					
(Waddock, S.A. and S.B. Graves; "The Corporate Social Performance-Financial Performance Link"; Strategic Management Journal, 1997)					
2. Waddock & Graves (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1990-1993	S&P 500銘柄中の大部分	+		
マネジメントの質 (Fortune誌による評判ランキングとマネジメント・ランキング) は、株主利益 (10年間の株式リターン、ROA、ROE) およびKLDスクリーニング (強固な労使関係、コミュニティー・顧客との良好な関係など。環境項目は除く) と相関性がある。Fortune誌の評価と株式リターンとの相関関係は特に強く、決定係数は50~55%に及ぶ。					
(Waddock, S.A. and S.B. Graves; "Finding the Link between Stakeholder Relations and Quality of Management"; Moskowitz Prize Winning Paper, 1997)					
3. Russo & Fouts (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1991-1992	FRDC格付けの243社		+	
CEP (Franklin Research and Development Corporation (FRDC) による格付け) は、CFP (ROA) と相関性 (決定係数は32%) がある。変化に対応できる柔軟な組織を持つ成長産業ほど、相関性は強まる。					
(Russo, M.V. and P.A. Fouts; "A Resource-Based Perspective on Corporate Environmental Performance and Profitability"; Academy of Management Journal, 1997)					
4. Conte, Blasi, Kruse & Jampani (1996)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1981-1993	Compustat データベース中の9,040社	+		
自社株購入制度は生産性を高めるので、特に中小企業において投資効果がある (自社株購入制度を導入している企業は、リスク勘案上の株式リターンが他社より高い)。一方、大企業では、ネガティブな効果 (導入後、株式リターンが減少) がある。これは、発表と履行の間のタイム・ラグ (導入の発表後履行前に一時的に株価が騰貴し、履行後元の水準に戻る) で説明できる。					
(Conte, M.A., J. Blasi, D. Kruse and R. Jampani; "Financial Returns of Public ESOP Companies: Investor Effects vs. Manager effects"; Financial Analysis Journal, July/August 1996)					

5. Griffin & Mahon (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1990/1992	51社と大規模化学会社6社	+ / 0	+ / 0	
<p>CSP/CEP (Fortune誌、KLD)とCFPの相関関係は、55社中33社でプラス、9社でゼロ、20社でマイナス。化学会社においては、プラスの相関性が極めて強い。慈善的なCSPとCFPとの間に相関性はない。</p> <p>(Griffin, J.J. and J.F. Mahon; "The Corporate Social Performance and Corporate Financial Debate: Twenty-Five Years of Incomparable Research"; Business & Society, March 1997)</p>					
6. Cohen, Fenn & Konar (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1987-1991	S&P 500全銘柄	+ / 0		どちらであるかは明らかでない
<p>6つのCEP項目(訴訟数、スーパーファンド対象地数、有害物質の排出量など)に基づき、等しい産業分布で低汚染企業と高汚染企業のグループをそれぞれ作り、3つのCFP項目(株式リターン、ROA、ROE)を比較すると、低汚染グループの81%が高汚染グループより優れている(うち20%が極めて優れている)。よって、「グリーン投資」が少なくとも不利に働くことはない。CEPとCFPの順位との相関性は定かではない。</p> <p>(Cohen, M.A., S.A. Fenn and S. Konar; "Environmental and Financial Performance: Are they related?"; unpublished paper, May 1997)</p>					
7. Feldman, Soyka & Ameer (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1980-1994	S&P 500銘柄中の330社		+	
<p>量的分析モデルによると、市場リスク(ベータ)は、企業の環境マネジメントの質および汚染物質の排出削減と深く関わっている。市場リスクが低減すると株式のコスト(リスク)が下がるので、企業の市場価値が上がる。</p> <p>(Feldman, S.J., P.A. Soyka and P.G. Ameer; "Does Improving a Firm's Environmental Management System and Environmental Performance Results in a Higher Stock Price?"; Journal of Investing, Winter 1997)</p>					
8. Bhat (1999)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1988-1990	243社		+	
<p>汚染物質の削減(売上高に対する重量)とCFP(利ざや、売上に対する企業の市場価値)の間に相関性(決定係数は各84%、89%)がある。</p> <p>(Bhat, V.N.; "Does It Pay to be Green?"; International Journal of Environmental Studies, 1999)</p>					
9. Butz & Plattner (1999)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
欧州	1997-1999	大企業65社(そのうち32社はDIStoxx 50銘柄)	0	+	
<p>Jensen alpha(リスク調整済みリターン)とBank Sarasin(Swiss)のCEP、CSP複変数との相関性を検証すると、CSPについては相関関係が見られない。環境影響の少ないサービス、金融、通信を除くと、残り39社においてはCFPとCEPの間にプラスの相関性が明確に見られる。</p> <p>(Butz, C. and A. Plattner; "Social Responsible Investment: A Statistical Analysis of Returns"; report Bank Sarasin & Cie, Basel, October 1999)</p>					
10. Konar & Cohen (2000)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1989	S&P 500銘柄中の321社		+	
<p>有害物質の排出や環境訴訟の数が少ないほど、企業の無形資産価値は高い。また、CEPはトビンのQ(企業の総市場価値(無形資産を含む)と無形資産価値の比率)とも結びつきがあり、その相関性は統計上も経済上も非常に大きい。平均的な会社では、無形資産価値の39%が環境責任(liability)によって形成されているといえる。</p> <p>(Konar, S. and M.A. Cohen; "Does the Market Value Environmental Performance?"; Review of Economics and Statistics; May 2000)</p>					
11. Dowell, Hart & Yeung (2000)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1994-1997	S&P 500のうち多国籍企業89社		+ / 0	同時
<p>途上国で操業する製造・採鉱多国籍企業が非常に厳しい環境世界基準を採用している場合、その企業の市場価値はより高まる。しかし、現地の低基準に合わせた企業もしくは、それよりは厳しいアメリカの基準に合わせた企業では市場価値との間には相違は見られない。CFPが先行あるいは付随するといえる証拠はこれまでのところ何も見つかからない。</p> <p>(Dowell, G., S. Hart and B. Yeung; "Do Corporate Global Environmental Standards Create or Destroy Market Value?"; Management Science, August 2000)</p>					

12. Watson Wyatt (1999)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国・カナダ	1999	NYSEを代表する405企業	+		
5つのヒューマンリソース (HR) 項目 (卓越したリクルーティング、明確な報酬とアカウントビリティ、柔軟な職場環境、誠実なコミュニケーション、人材の慎重な利用) と CFP (企業の市場価値、トビンのQ、株式リターン) との間に強い相関性がある。5つのHRをすべて改善すれば、市場価値を40%上げることも可能。 (Watson Wyatt; "The Human Capital Index: The North American 1999 Survey Report")					
13. Watson Wyatt (2000)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
欧州	2000	16カ国の250社強	+		
HR項目 (人材マネジメント 統一の取れたリーダーシップ、給与、社員の重視、温情的社風) と CFP (トビンのQと株式リターン) は結びついている。 (Watson Wyatt; "The Human Capital Index: The European 2000 Survey Report")					
14. Blank & Carty (2001)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1997-2000	184社 (1997) ~ 490社 (2000)		+	
Innovest (米国の環境格付け機関) の産業毎の相対的ランキング (EcoValue21ランキング) の上位企業でポートフォリオを組むと、より低いリスクでより多くのリターンを期待できる (+ 456ポイント)。この傾向は、環境影響の大きい産業ほど強まる (+ 780ポイント)。 (Blank, H.D. and C.M. Carty; "The Eco-Efficiency Anomaly"; unpublished paper, April 2001)					

突発的イベントと関連づけた研究

1. Klassen & McLaughlin (1996)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1985-1991	好ましい出来事があった96社と好ましくない出来事があった16社		+	同時
環境に関する受賞の発表は、株式市場で非常に大きなプラス材料になる (企業の市場価値は平均3億9,000万ドル上がる)。環境事故 (漏出、流出、爆発) はマイナス材料 (同平均8,900万ドル下がる)。初めての受賞だと、比較的大きなインパクトがある。また、環境影響の大きい産業では、比較的価格に与えるインパクトが小さい。 (Klassen, R.D. and C.P. McLaughlin; "The Impact of Environmental Management on Firm Performance"; Management Science, August 1996)					
2. Gunthorpe (1997)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
米国	1988-1992	NYSE, AMEX, NASDAQの69社	+	+	同時
違法性の高い行為 (主に環境上の違反に関わる不正行為) は平均的に見て、その発表日の株価に非常にネガティブで特異なインパクトを与える (- 1.33%)。発表前後の5日間と合わせると、計 - 2.32%の影響がある。 (Gunthorpe, D.L.; "Business Ethics: A Quantitative Analysis of the Impact of Unethical Behavior by Publicly Traded Corporations"; Journal of Business Ethics, Volume 16, 1997)					
3. Soppe (2000)					
国 / 地域	研究対象期間	株式の範囲	CFPとの相関性		CFPは先行するか、付随するか
			CSP	CEP	
オランダ	1987-1998	20件の不正行為	+		
非道徳的行為 (主に商取引 環境汚染 差別などの不正行為) の新聞発表前日に、非常にネガティブで特異な影響が出る (- 1.54%)。月単位で観察すると、発表月の異常収益 (アルファ) は - 5.1%になる。 (Soppe, A.B.M.; "Heeft Ethiek een prijs op Beursplein 5?"; Economisch Statistische Berichten (ESB), 10 November, 2000)					

CSP = Corporate social performance、CEP = Corporate environmental performance、CFP = Corporate financial performance (出所) ABN AMRO Asset Management; "Do socially responsible equity portfolios perform differently from conventional portfolios? If so; how and why"; Global Consulting Group, September 2001 より作成。

社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのパフォーマンスは、従来のポートフォリオと相違があるか、相違があるならばそれはどのような違いか、なぜ相違が生じるのかというテーマを巡っては、多くの研究や議論がなされている途中であるが、最近の趨勢としては以下のような認識が徐々に共有されるようになってきている。

- (a) 社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのリスクを勘案したパフォーマンスは、従来の株式ポートフォリオと比べて劣ってはいない。
- (b) 短期的（1～2年）には、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのリスクを勘案したパフォーマンスは、従来の株式ポートフォリオと比べ、かなりばらつきが大きいという傾向がある。
- (c) 投資傾向（成長スタイルや産業、地域といった顕著なバイアス）が、パフォーマンスの違いの大きな要因である可能性がある。

社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのパフォーマンスについて、最近発表された調査レポート²⁹は次のように結論付けている。

- (a) リスクとリターンのトレードオフという観点から見ると、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオと従来の株式ポートフォリオとの長期的な相違はわずかであり、多くの場合、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオの方がわずかに優れているといえる。
- (b) 短期的には、両者のリスク/リターン・レシオ³⁰の相違は、かなりばらつきがある。
- (c) ポートフォリオの絶対的リスクに関していえば、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオと従来の株式ポートフォリオとの違いは、たいてい小さなものである。
- (d) ポートフォリオの相対的リスクに関していえば、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのリスクは大きい。例えば、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオのトラッキング・エラー³¹は3%以上であることが多い。

次図は、市場の代表的な株価指数（図中に 〇 で示す）と社会的責任投資の考え方に基づく株価指数（図中に □ で示す）の期間収益率平均（リターン：縦軸）と期間収益率変動率（リスク：横軸）との状況を 1996 年 6 月から 2001 年 6 月の

²⁹ ABN AMRO Asset Management; “Do socially responsible equity portfolios perform differently from conventional portfolios? If so; how and why”; Global Consulting Group, September 2001

³⁰ 「リターン1単位に対するリスク」という指標で、数値が小さいほど、同じリスクを負担しながら高いリターンを実現したことを意味し、優れたファンドとみなされる。

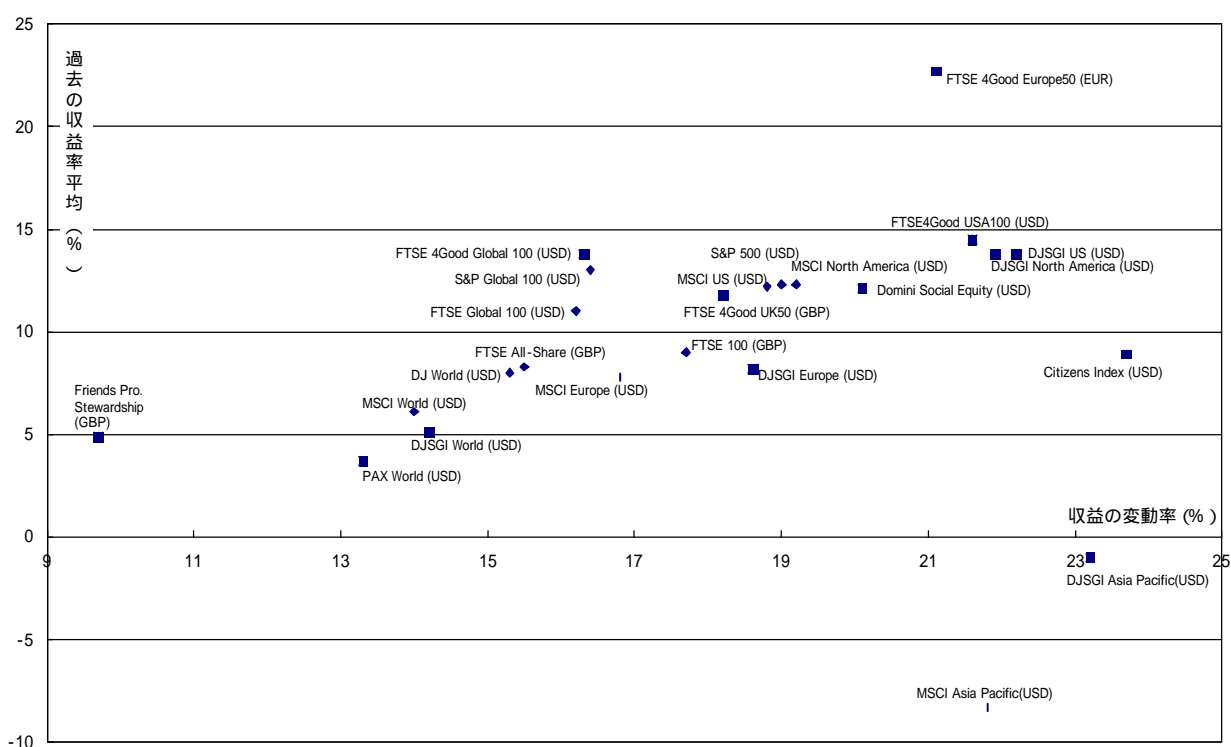
³¹ ファンドの収益率とベンチマークの収益率に対する乖離度合いを表した数値。

期間で測定して作成したグラフである³²。

資本資産評価モデル³³によれば、ある株式ポートフォリオが合理的であるためには、少なくとも市場ポートフォリオに対して、より大きなリターンをより大きなリスクのもとに期待できるか、より小さなリターンをより小さなリスクのもとに期待できるかのいずれかであるとされる。

次図において、ある同一地域の株式を対象とした市場の代表的な株価指数と社会的責任投資の考え方に基づく株価指数のプロットの位置が、多くの場合に左下と右上の関係にあることが確認できよう。このことは、社会的責任投資の考え方に基づく株式ポートフォリオが、多くの場合、市場ポートフォリオより大きなリスクを負担しながら、市場ポートフォリオより大きなリターンを実現しているという意味での合理性を有していることを意味している。

図表 3.4 代表的な株価指数とS R I 株価指数のリスクとリターンの状況



(出所) Larry Chen; “Sustainability Investment / The Merits of Socially Responsible Investing”; UBS Warburg, August 2001 所収のグラフより作成。

³² UBS Warburg; “Sustainability Investment / The Merits of Socially Responsible Investing”; Larry Chen, August 2001

³³ あらゆる情報をもとに資産のリスクを正しく評価できるのであれば、価格はそのリスクによって決定されるとする考え方。

3.2 環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てた行動について

3.2.1 オールタナティブ銀行／トリオドス銀行の例

1) 概要

「オールタナティブ銀行」とは、「従来型とは異なった銀行」を意味し、具体的には環境問題や社会問題の解決というような明確なミッションを持ち、そうしたミッションに共感する預金者から資金を調達し、環境問題や社会問題の解決に資する企業やプロジェクトに融資する銀行である（組織の形態として非営利型を採用しているものもある）。

トリオドス銀行は、そうしたオールタナティブ銀行の欧州における代表的な存在である。同行は、1968年にオランダの大手銀行を飛び出した2人の銀行員と、コンサルタント、税理士が「地域経済に貢献し、環境や公共性の高いプロジェクトをサポートする金融機関」を設立したいと財団を作ったことを契機としており、1999年末には112名の従業員を擁し、オランダのほかベルギー、英国に営業拠点を拡大し、2000年末の総資産規模約680億円（投資ファンド等を含めたグループ全体では約1,040億円）にまで拡大している。2000年末の出資者は約6千人に達している。

2) トリオドス銀行の事業内容

同行の顧客への提供サービスは、要求払預金、定期預金、SRI型投資信託のみである³⁴。為替等の決済サービスはコストを増大させるとして行っていない。資本市場からの調達も行わず、顧客からの調達資金をもとに、融資や投資を行う。

図表 3.5 トリオドス銀行の融資対象分野とその比率

項目	1999 年末	2000 年末
社会的ビジネス	23%	17%
自然・環境保全	24%	26%
非収益事業・芸術振興	30%	34%
発展途上国関連	4%	4%
その他	19%	19%

（出所） Triodos Bank, “Annual Review 2000”

³⁴ オランダではこの種の預金残高が急増している。2000年末には、残高で全体の2.3%、対前年比54%増。

融資はプロジェクト向け、企業向けともに行われるが、対象分野はきわめて限定的であり、自然・環境分野はその大きな柱となっている。

1 融資案件ごとの融資規模は、約 1,500 万円程度で、大銀行から敬遠される傾向のある小口融資の担い手として機能しているといえる。また、同行は一定の利益を維持し、年間 3%の配当も実現している。

3.2.2 グリーンファンドシステム（オランダ）の例

1) グリーンファンドシステムの導入経緯と概要

オランダにおいては政府の認定する環境保全型プロジェクトに対する融資あるいは投資から投資家が得る収益について所得税を軽減する措置が講じられている。

オランダでは、所得税を軽減し、法人税を強化する税制改正が進んできた。また、税制と環境保全をいかに結び付けるかの議論が積極的に行われてきた。地下水利用税、埋立税、エネルギー税、土地利用税などの環境税が既に現実のものとなっており、環境保全型設備に対する加速度償却制度がグリーンファンドシステムの前提にあった。

1995 年から実施された当該制度では、まず環境保全型プロジェクトを行おうとする事業者が事業計画書をもって金融機関に投融資の申請を行う。金融機関は自らリスクを審査し、グリーンファンドシステムの要件に適合しているなら環境省に対して認定の申請を行う。環境省では、有識者等を交えた委員会でプロジェクトを主として技術的側面から審査し、認定を下す。認定されたプロジェクトには、各金融機関が設定したグリーンファンド向けの預金または投資信託から融資または出資のかたちで資金が供給される。

この際、投資家が得る収益について所得税を軽減する措置が講じられるので、預金者または投資信託の購入者に対する利子あるいは収益金は、通常より少額でも納得が得られ、同時に環境保全型プロジェクトを行おうとする事業者も、低利での資金調達が可能になるという仕組みである。

現在、この制度に参加している金融機関は 7 機関³⁵があり、1995 年から 2001 年のあいだに、1,500 を超える環境保全型プロジェクトが当該システムのもとで実現して、プロジェクト規模は、20 億ユーロを超える規模となっている³⁶。

³⁵ ABN AMRO Bank, ASN Bank, Fortis Bank, ING Bank, Rabo Bank, Stichting Bank, Triodos Bank.

³⁶ 1998 年からは、オランダ国内のプロジェクトだけでなく、海外のオランダ領地域、東欧諸国、いくつかの発展途上国で実施されるものにも適用されている。

図表 3.6 グリーンファンドシステムによる投融資対象プロジェクト

年	資金供給額 (百万ユーロ)	プロジェクト数	平均規模 (千ユーロ)
1995/96	404	213	1,897
1997	909	396	2,502
1998	504	359	1,405
1999	676	439	1,547
合計	2,574	1,407	1,831

(出所) オランダ環境省

2) 認定プロジェクトの内容

環境省が認定する環境保全型プロジェクトは予め次表のようなタイプが定められている。ただし、その具体的な評価基準は技術革新を勘案して毎年見直されることとなっている³⁷。

図表 3.7 グリーンファンドシステムの認定プロジェクトの内容と実績(2000年)

プロジェクト種別	認定件数	プロジェクト規模 (百万ギルダー)
自然、森林、景観保全	3	154
有機農業	94	97
省エネ型園芸	64	345
再生エネルギー	56	208
グリーン住宅	75	192
自転車舗道整備	1	3
その他	14	64
合計	307	1,045

(出所) オランダ環境省

3) グリーンファンドシステムにおける政府の立場

グリーンファンドシステムによって、政府は補助金を投入するよりもより軽微な財政負担で環境保全型プロジェクトを促進させることが可能になっていると考えている。実際、プロジェクト事業費規模に対して、政府がこのグリーンファンドシステム運営に投じている財政支出額は歳入の減少を勘案しても少なくなっている。補助金制度は、一度始めると肥大化の方向に必ず進むことと、プロジェクトの自立化が阻まれることから、グリーンファンドシステムの方が優れていると考えられる。

³⁷ 銀行が実質的なスクリーニングを行うので、認定委員会で却下される案件はごく僅かである。

プロジェクトが破綻する場合も、時には存在する（過去に事実としていくつかは存在している）。しかし、その場合も一切の債務責任は銀行にあり、政府には遡及されない仕組みとなっている。政府が行うのは、環境保全性の側面からのプロジェクトの認定であり、プロジェクトの事業性を評価する責任はすべて銀行にあるとされる。

4) グリーンファンドシステムの課題

プロジェクトではなく投資される企業を認定するというアイデアは検討当初には存在していた。しかし、業種間の企業の優劣の比較評価はできない、仮に同一業種内で比較をするにしても各企業の事業多角化の状況は大いに異なるので、優劣の比較評価は合理的ではない、同一企業が、オランダ国内と海外とで全くレベルの異なる対策を講じている場合、そのことを評価する客観性に欠けるといった理由から、投資される企業を認定するというアイデアは断念されることになった。

また、環境だけではなくその他の社会的責任の評価項目を加えるべきという意見が、海外プロジェクトにも対象範囲を広げたときから寄せられているが、プロジェクトがあくまで民間事業であるということから、現在までのところ政府が関与しようという情勢にはない。

5) グリーンファンドシステムの将来展望

将来、海外プロジェクトでは社会的責任の側面から認定を行う別の制度が出来る可能性がある。また、オランダでは再生可能エネルギー法が成立する見込で、当該分野は今後も拡大しよう。さらに、排出量の政府買い取り³⁸が導入されており、これも追い風である。

3.2.3 温室効果ガス（GHG）削減の支援

金融機関の京都メカニズムに関連した事業機会としては、一般的に次のような形態が考えられる。

1) 企業融資

温室効果ガス排出削減のための技術的対策には、通常何らかの設備投資が必要となる。これは、当該企業の新たな資金需要となり、銀行からの企業融資の機会を増大させることになる。

³⁸ ERU-PT(Emission Reduction Unit: Procurement Tender) と呼ばれる政府資金による海外からの炭素クレジット (= 排出権) の入札による買付が制度化されている。

2) プロジェクトファイナンス

将来は、あるプロジェクトが、温暖化に関する法規制に晒される状況が予想される。この際、法律を遵守するコストは京都メカニズムの適切な活用によって削減できることになる。仮に国内で法律を遵守するコストが、海外の共同実施やクリーン開発メカニズムに該当するプロジェクトを生み出すコストを上回っている場合には、京都メカニズムの活用は経済的に合理性がある。特に既存プロジェクトのキャッシュフローには、こうした活用は重要なものとなる。こうした背景から、海外の共同実施やクリーン開発メカニズムに該当するプロジェクトが積極的に生み出されることが期待され、同時に銀行からのプロジェクトファイナンスの機会を増大させることになる。

3) 株式価値評価と投資銀行業務

株式価値評価は企業が想定するキャッシュフローにもとづいて行われることは言うまでもない。温暖化に関する法規制やインセンティブ付与は、特にエネルギー関連企業には大きな影響を与える。エネルギー関連企業のキャッシュフローを分析するには、当該企業の将来的な法規制やインセンティブ付与に対する対応戦略を考慮に入れる必要がある。適切な将来の株式価値評価によって、証券会社や投資銀行は収益の機会を獲得することができる。

4) 排出量取引やブローカー業務

排出クレジットのマーケットは相対取引または制度化された取引として成立するだろう。金融機関には、ブローカー業務³⁹が大きな事業機会になる。さらに商品取引や証券取引を行っている投資銀行は排出クレジットや排出枠の自己ポジションによる取引業務を拡大していくことになるだろう。

5) 炭素削減投資ファンド

共同実施⁴⁰やクリーン開発メカニズム⁴¹に該当するプロジェクトは、技術的リスク、経済的リスク、政治リスクが通常のプロジェクトより大きい傾向にある。

³⁹ 委託売買業務。投資家（顧客）から、有価証券の売買の委託を受けて行う業務。

⁴⁰ 共同実施とは、京都メカニズムのひとつで、先進国＋ロシア・東欧諸国間の合意により、温室効果ガス排出抑制のためのプロジェクトを共同で行うことにより達成された削減量を関係国間で配分できる仕組みをいう。温室効果ガスを削減する“手段”に投資した国がその投資先の国から見返りに排出削減単位を獲得できる。

⁴¹ クリーン開発メカニズム（CDM）とは、京都メカニズムのひとつで、途上国・先進国間で温室効果ガス排出削減のためのプロジェクトを共同で行うことにより達成された削減量を、一定の認証手続きを経て関係国間で配分できる仕組み。途上国における温室効果ガスの削減量の一部を自国の削減量として獲得できる。

こうしたリスクを平準化するには、複数の共同実施やクリーン開発メカニズムに該当するプロジェクトに投資する戦略が有効である。こうした投資ファンドを設定することは、銀行にとっての大きな事業機会となる。この際、プロジェクトのリスク評価能力が銀行の付加価値となる。ファンドには、投資家に対して排出クレジットを分配する形態と、排出クレジット⁴²を売却してキャッシュによる配当を分配する形態とがありうる。

以上のような金融機関の事業機会は、英国等が構想している国内取引制度に対しても同様に成立すると考えられる。

金融機関が温室効果ガス（GHG）削減の支援を行っている事例としてはスイス再保険会社の事例がある。同社は従来の機関投資家としての立場と、プロジェクトのリスク評価者としての立場の双方のノウハウを活用して、顧客企業の温室効果ガス削減の支援に積極的に関与する行動を行っている。具体的には、ガス・リスクソリューション・チームを設置し、以下の4つの形態で業務を展開中である。

1) 投資業務

スイス再保険会社は保険資金の運用主体として、世界有数の機関投資家である。このうち80億円をエコポートフォリオとして運用しており、温暖化対策に優れた技術、製品サービスを提供し、経済性にも優れた企業に投資している。

2) 保証業務

排出削減クレジットの買い手に対して売り手の実際の削減に関するパフォーマンスを保証する業務を提供している。こうした保証は初期の相対取引については不可欠のものであるといえる。

3) プロジェクトファイナンス業務

共同実施、クリーン開発メカニズムのプロジェクトでは、プロジェクトリスクマネジメント、保険、追加出資などの豊富な経験が必要である。スイス再保険会社は当該プロジェクトに対するプロジェクトファイナンスに関連して、金融的バックアップの諸サービスを提供している。

⁴²排出クレジットとは、ベースラインから実際の温室効果ガス排出量を差し引いた温室効果ガスの削減量のことをいう。

4) 保険業務

スイス再保険会社は、排出クレジットの取引リスクやGHG専門家責任賠償に対する保険を国内外で提供している。こうした金融商品により、排出量取引に関与するすべての企業のリスク削減に貢献することができる。

3.3 土壤汚染問題等の環境リスクに焦点を当てた行動について

3.3.1 融資審査における環境リスク評価

銀行の融資業務において、融資対象先企業の環境リスクが金融機関の事業リスクに直結するという認識が欧米では共通のものとなっている。そうした融資対象先企業の環境リスクとしては、事業用地における汚染土壌の存在、工場や建物におけるアスベストの存在が特に注目されている。

米国では、スーパーファンド法の存在やフリート・ファクターズ判決（2.1.1に前出）などの影響により、こうしたリスクの経営への影響が強く懸念されており、土壤汚染問題等を審査して融資を行う行動が一般化している⁴³。

融資対象先企業の汚染土壌の存在は、次のような形態で金融機関の事業リスクに結びつくと言われている⁴⁴。

(a) 信用リスク

融資対象先企業が、土壤・地下水汚染の浄化命令を受けて予想外の支出を強いられたり、損害賠償の支払い義務が生じたり、突発的な事故などにより市場のシェアを失う結果、資金繰りに窮し、返済が滞るリスク

(b) 担保リスク

担保設定した土地が汚染されていたため、期待した水準の回収が困難となるリスク

(c) 貸し手責任リスク⁴³

汚染された土地の売却、汚染原因となった企業への経営参画により、金融機関自身の浄化責任が問われるリスク

(d) レピュテーションリスク

環境面もしくは社会的責任面で疑いのある企業に融資を認めたということで、投資家や預金者を失うリスク

また欧州でも、米国に比べると金融機関に貸し手責任リスクが厳格に問われる制度状況はないが、他方、数多くの環境NGOを抱えるなどの背景から金融機関はレピュテーションリスクに敏感であり、土壤汚染問題等を審査して融資を行う行動が広がりを見せている。以下にはパークレーズ銀行（英国）の事例を示す。

⁴³ わが国で2002年2月15日に閣議決定した「土壤汚染対策法案」においては、融資していること、土地に担保設定していることをもって金融機関が土壤汚染に係る調査・対策の責任を問われることはない。同法案については、<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3140>を参照。

⁴⁴ 以下に加えて投資銀行業務などでは、M&Aの仲介などに際して環境リスクの存在を見落とすことにより生じる賠償責任などのコンサルティングリスクが指摘される。また、プロジェクトファイナンスなどノン・リコース（non-recourse）型の融資業務においては、プロジェクトに起因するさまざまな環境リスクが細かく審査される。

1) 体制

バークレイズ銀行（英国）は1992年、環境リスク評価の基本ガイドラインを提供するために、融資方針とリスク管理機能を持つ、環境リスク管理チームを設立した。

このチームは、世界規模で展開している融資プロセスに環境リスクの観点を取り入れる責任を持たせた組織である。4人のマネージャーと環境コンサルタントのチームにより多くの専門的ノウハウを蓄積し、融資マネージャーに実務アドバイスやトレーニングを行っている。

このチームの主な取組内容として以下のものがある。

- ・ バークレイズ銀行の世界規模で行われている融資の基準やリスクマネジメントのノウハウを活用した包括的な環境リスクガイドの作成とメンテナンス。
- ・ 新しい環境関連法に対応するためのコスト負担などに関するブリーフィング。
- ・ 担保として提供される土地の評価を行う場合や外部の専門家がさらなる環境リスク評価が必要であると判断した土地に関して、鑑定士により作成された土地利用に関するアンケート調査の実施。

融資担当者の啓発も重要な業務で、具体的にはガイダンスノートを作っているほか、ニュースレターの発行、イントラネット上のウェブサイトの作成などを行っている。行内のウェブサイトには産業別の環境リスクの解説が掲載されており、融資担当者がいつでも照会できるようになっている。

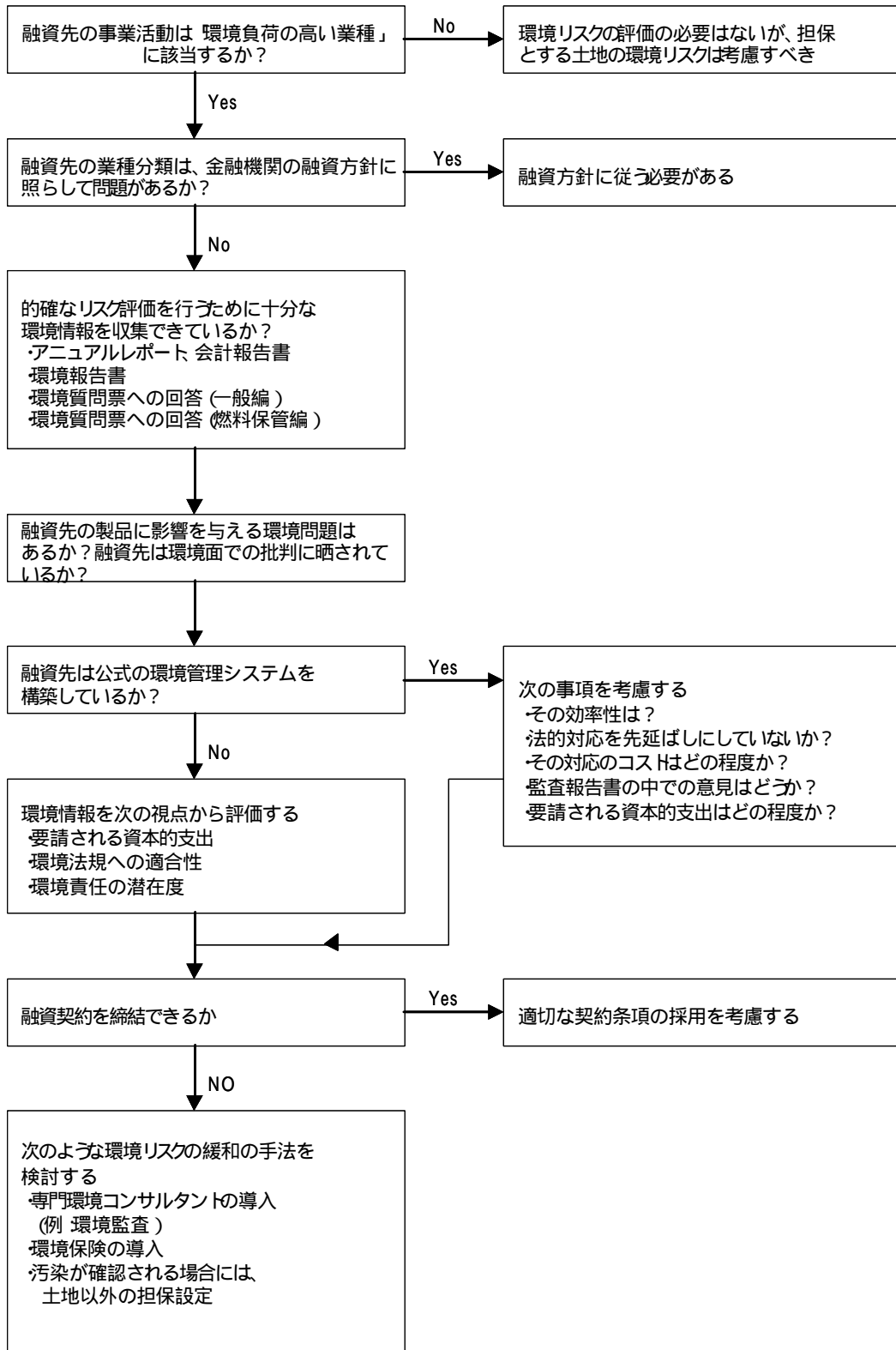
2) 審査プロセス

国内融資業務における具体的な審査の手順は、融資申請をまず業種ごと、貸出種類ごとのガイドラインに照らして判断する。ガイドラインには「廃棄物処理業であれば、規制が変わりやすいから注意が必要なこと、原子力では燃料、発電だけでなく廃棄物やデコミ（原子炉解体・廃棄）も配慮すべきこと」などが記載してある。国際的なプロジェクトファイナンスの場合にはコンサルタントを使う。このときの評価の基準は、世界銀行のアセスメント基準に依っている。7人のスタッフを擁する環境リスク管理チームで年間に6千件のチェックをこなす。

中心は土壌汚染問題で、過去の土地利用地図などをもとにチェックを行う。さらに、問題があればコンサルタントに調査を依頼したり、実際にドリリングするなどして調査している。なお、貸出約定書のなかにも、環境リスクについての具体的な記述がある。

なお、英国における融資先の環境リスク評価の一般的事例を次図に示す。

図表 3.8 英国における環境リスク評価の具体例



（出所） Phil Case, Environmental Risk Management and Corporate Lending, 1999

3) 基本的認識

環境リスクに関する調査の金融機関側ならびに融資対象企業側の費用負担のあり方については、ケースバイケースで判断されている⁴⁵。しかし、基本的には金融機関側は、仮に融資対象企業側が費用負担を行うこととなっても、不十分な環境マネジメントは、必ず将来の事業費を嵩ませることになるとの考え方をもっている。したがって、審査における環境リスク評価は、融資対象企業の将来的な競争力を強化するポジティブな役割を果たすものと位置づけ、融資対象企業の理解を得ることに努力している。また、金融機関のこうした行動が、広く企業の環境マネジメントを促進させる結果に繋がっているという社会的意義も感じている。さらに、金融機関はこうした行動が汚染土壌の修復や、環境管理設備など、取引先企業の投資活動を支援する事業機会拡大にも繋がると考えている。

⁴⁵ ちなみにカナダ銀行協会が発行する顧客向け小冊子では、「費用負担は顧客が負う」と明記されている。

3.3.2 ブラウンフィールド開発プロジェクト（米国）の事例

1) ブラウンフィールドの概要

米国においては、スーパーファンド法が浄化責任の分担や住民合意に関連して、必ずしも順調に問題を解決していないとの認識があり、このため政府は積極的に民間活力導入型の浄化プロジェクトを促進させようとしている。

米国の工場跡地は中心市街地に存在することも多く、そうした地域を再開発することは地域経済活性化の観点からも重要と地方自治体は考えている。しかし、そうした中心市街地の工場跡地が軽微な土壤汚染サイト（もしくは土壤汚染の存在が疑われるサイト（ブラウンフィールド））であることも少なくない⁴⁶。

そこで、地方自治体はこうしたサイトの浄化促進と再開発実現のためにさまざまな支援措置を講じている。その形態は、プロジェクトごと、地方自治体ごとにきわめて多様であるが、要はディベロッパーが浄化費用を支払ってもあまりある開発者利益を手にすることができればプロジェクトは第一義的には成功といえるのであり、このためのディベロッパーならびにプロジェクト資金を供給する金融機関に対する次のようなインセンティブ施策が代表例である。

- (a) サイトを一旦買い取ったあと、安値でディベロッパーに売却する措置
- (b) プロジェクトに対して補助金を投入する措置
- (c) 金融機関からディベロッパーに対する融資に信用保証を行う措置
- (d) 開発に係る費用、利益に対して優遇的な税制を適用する措置

2) The Environmental Bankers Association (EBA)の提言

1996年、米国の銀行家有志をメンバーとするEBAは、ブラウンフィールド開発プロジェクトを銀行界が積極的に役割を果たすべきテーマと位置づけた上で、融資が銀行に新たに貸し手責任を負わせることのないよう、制度をより明確化するよう連邦政府に提言している。

3) バンク・オブ・アメリカの事例

バンク・オブ・アメリカは“ SMART GROWTH BUSINESS PRACTICES ”というネーミングのもとで、持続可能な都市の再活性化を支援している。ブラウンフィールド開発プロジェクトに対する取組もその一環であり、同行は、中心市街地にある遊休土地が再び活用されることで、雇用並びに税収入を生み出すことができ、さらにはそうした再開発が都市のスプロール化⁴⁷を是正することができ

⁴⁶ 連邦会計検査院の推定によれば、こうしたブラウンフィールドは全米で450,000箇所以上のぼると報告されている（1996年）。

⁴⁷ 都市の中心部に遊休地が増える一方で、住宅・店舗用地として郊外の開発が進むこと。

るとの考えを持っている。

2000年、同行は「環境サービス部」、「コミュニティ開発銀行部」が協力して、ブラウンフィールド再開発に対する金融サービスを継続して提供している⁴⁸。また、経済的に魅力的な再開発を可能にするために、地方自治体や連邦政府と積極的な連携をとっている。

4) 保険の果たす役割

不確実性を多く含むブラウンフィールド開発において、さまざまなリスクを軽減する上で最も重要な役割を果たすのは保険であると考えられる。ブラウンフィールド開発に係る環境保険には、以下のような種類がある。

- (a) 環境汚染賠償責任保険 (Pollution Legal Liability Insurance)
...事業現場からの汚染物質排出に起因するコストをカバーする。裁判費用を含む。
- (b) 土壌浄化費用超過保険 (Remediation Stop-Loss Insurance)
...実際の浄化コストが当初予測を上回った分をカバーする。
- (c) 請負業者環境汚染賠償責任保険 (Third Party Claims Protection)
...浄化作業中に生じた問題の汚染除去業者に対する責任のすべてをカバーする。
- (d) 浄化保証保険 (Remediation Warranty Coverage)
...浄化作業が終了した後、追加的な浄化が必要になった場合のコストをカバーする。
- (e) 担保価値保証保険 (Lender's Collateral Loss Insurance)
...担保となっている土地の価値の下落をカバーする。

⁴⁸ ただし、実際の融資残高等は同行の環境報告書でも公表されていない。

3.4 組織内の環境負荷低減に焦点を当てた行動について

金融業は、大規模な汚染を発生させる業種でないことは明らかであるが、事業の規模を考えるとその環境負荷は無視できるものではなく、ヨーロッパの金融機関はこの問題に強い関心を払っている。

特に、顧客に対して環境配慮を求めている立場にあることから、自らの行動にも環境配慮を織り込んでいかざるを得ないという背景がある。

組織内の環境負荷低減については、購入するものに関する環境負荷（電力など）、内部の活動に関する環境負荷（輸送など）、排出されるものに関する環境負荷（二酸化炭素排出量など）という3つの分類で捉えることが有効である。

3.4.1 エネルギー

クレディスイス銀行は「環境パフォーマンス指標」を開発し、自行の環境負荷の測定に役立てている。これによれば、「エネルギー」は環境負荷全体の90%を占めると報告されている。また、UBSも同様の結論を導いている。これは、暖房、照明、電気機器、エアコン、換気扇などのエネルギー使用が原因であり、1980年代に銀行界はオフィスのエネルギー経費を切りつめる努力を行っていたが、オフィス機器の増大でエネルギー消費は上昇の一途を辿ってきた。

スイス銀行協会は、エネルギー消費削減の余地を10～40%と見積もっている。オランダでは、銀行の電力消費量は5億5千万kWh、ガス使用量は7千2百万立米であり、エネルギー消費削減の余地は38%と見積もられている。オランダ銀行協会は政府とのあいだで、2006年までに95年比で25%のエネルギー使用削減を約束する協定を締結している。

エネルギー消費削減は、組織、技術、従業員の行動の3つが合わさって達成される。特に既存、改築、新設を問わず主要な建物は常にモニターされている。こうした取組の結果、例えばUBSではスイスにおけるエネルギー消費を1990年から1997年のあいだに18%削減しており、パークレー銀行では1979年から1999年のあいだに33%削減している。

加えて風力、太陽光、地熱、バイオなどの再生可能エネルギーの活用も金融業の注目を集めている。ドイツ銀行に代表されるように多くの銀行が既に太陽光エネルギーを活用しており、クレディスイスのように、暖房用のエネルギーの3%を2004年までに再生可能エネルギーに転換するとの目標を掲げているところもある。グリーン電力の活用も行われている。ラボ銀行は、380ヶ所のATMをグリーン電力で稼働させている。

3.4.2 廃棄物

エネルギーに続く問題は、廃棄物である。特に金融業では紙ゴミが多い。INGグループでは66%を、アムロ銀行では50%を、クレディスイス銀行では57%を、UBSでは49%を紙ゴミが占める。一方、危険な廃棄物というのは全体の6~8%程度に過ぎない。

スイスの一般的な銀行員は年間に150~300kgの紙を使う。多くの銀行は既に環境に優しい紙を便箋や封筒に使うようになっている。アムロ銀行は郵便物を一度に送る等の取組をしている。ロイズ銀行の調査では紙の消費の三分の一はマーケティングのための印刷物だったという結果もある。インターネットバンキングはこうした観点からも推進されているといえることができる。

ゴミの分別も取組が進んでおり、アムロ銀行は2000年には68%の分別回収を実現している。生分解性の銀行カードの開発も進んでいる。銀行カードは世界で5億枚が流通しているといわれ、環境負荷の軽減が期待される。オランダでは既に銀行カードのリサイクルが実施されており、95%が現実にリサイクルされている。

3.4.3 オフィス

組織変更が頻繁に起こることに対応し、モジュラー型のビルが相次いで採用されるようになってきている。また、雨水の使用、窓スペースの削減や太陽光の利用などによる省エネルギー化、リサイクル再生品を活用した内装などにも同時に配慮がなされている。INGグループが1999年にアムステルダムに建設した本社オフィスは「持続可能型」の建築の実践であると評されている。

3.5 環境コミュニケーション行動について

3.5.1 環境報告書⁴⁹の発行状況

1) 概況

欧米において、一般的に企業が環境配慮行動を強化している背景には、ステークホルダーからの強いプレッシャーを感じているという状況がある。

環境配慮が足りないという批判が、常に環境NGOなどから提起され、これがマスコミ等の報道と連動してイメージが低下すると顧客の喪失に繋がるという危機感が金融機関にはある。さらに、株主の株式売却などを通じて株価の下落に繋がると、世界的な金融再編の潮流のなかで企業買収の対象となる可能性を広げるといふ危機感も金融機関にはある。

このため、金融機関は自らの環境配慮行動を積極的なコミュニケーション活動を通じて組織内外にアピールしているのが現状である。ただし、その形態は多岐に及ぶため、以下では環境報告書の発行状況を中心に分析を行う⁵⁰。

2) 欧米における銀行の環境報告書の発行状況

イギリスでは、オールタナティブ銀行である Co-operative Bank がユニークな報告書を発行しているほか、多くの大手行が環境情報開示に積極的である。

スイスは、VfU、EPI-Finance 2000 に準拠するかたちで情報開示をおこなう傾向が強い。Credit Suisse、Zürcher Kantonalbank、UBS の3行で国内の主要なシェアを占めるが、これらはともに環境報告書を発行している。

ドイツは、環境報告書の発行が最も浸透している国であると思われる。必ずしも VfU、EPI-Finance 2000 に準拠するかたちではないものの、情報開示の内容は比較的統一されている。また、環境報告書の発行に至っていなくても、環境に関する情報を Web 上で提供するなど、環境コミュニケーションには積極的である。

オランダでは、環境報告書の発行を義務づける法律があるが、金融機関はその対象外となっている。それでも積極的に情報開示をおこなっている大手金融機関は多い。また、トリオドス銀行はオールタナティブ銀行として環境配慮や社会倫理の実践を企業のコンセプトとするユニークな年次報告書を発行している。

米国、カナダでは、Bank of America Corporation、シティバンク銀行、Canadian Imperial Bank of Commerce を除き一般に環境報告書発行の動きは鈍い。

⁴⁹ ここで取り上げた環境報告書には、広く企業の社会的責任に関する項目を含む報告書を含む。

⁵⁰ イタリアの UniCredito Italiano Group の環境報告書は、143 頁もの構成で発行されている。

図表 3.9 欧米銀行の環境報告書の発行事例

	銀行名	ホームページでの公開状況	UNEP金融機 関声明署名
英国	Abbey National plc Barclays Bank PLC Co-Operative Bank Plc Lloyds TSB Bank Plc Royal Bank of Scotland plc Triodos Bank UK		
スイス	Credit Suisse Zürcher Kantonalbank UBS AG	印刷物のみ	
ドイツ	Bayerische Hypo-und Vereinsbank Bayerische Landesbank GZ Commerzbank AG Deutsche Ausgleichsbank Deutsche Bank AG Dresdner Bank AG KfW Landesbank Belrin Landesbank Baden-Württemberg	不明 印刷物のみ 不明 印刷物のみ	
オランダ	ABN AMRO Bank N.V. ING Group Rabobank Nederland Triodos Bank	印刷物のみ 印刷物のみ	
米国	Bank of America Corporation		
カナダ	Canadian Imperial Bank of Commerce		
その他の事例 (参考)			
英国	CGNU (保険)		
ドイツ	Allianz(保険) Munich Re (保険)		
スイス	Swiss Re(保険)		
ノルウェー	Storebrand (保険)		
日本	滋賀銀行 東京海上火災保険 三井住友海上火災保険 安田火災海上保険 日興コーディアル証券		

(出所) 各社への問い合わせやインターネット・ホームページから作成。

3) 欧米における損害保険会社の環境報告書の発行状況

一方、損害保険会社においては、銀行以上に環境コミュニケーションに熱心であり、CGNU（英国）、Allianz（ドイツ）、ミュンヘン再保険会社（ドイツ）、スイス再保険会社（スイス）、Storebrand（ノルウェー）が充実した報告書を出している。

3.5.2 環境報告書の記載内容

上記の調査で確認できた環境報告書に対して分析を加えると、その記載内容は概ね以下の6つの類型に分類することができる。

- (a) コンセプト：経営者による緒言、コミットメント、環境方針、組織体制、など環境問題に関する企業の取組姿勢、考え方に関する言及。
- (b) プロダクト：投融資、コンサルティングなど金融機関の本業部分におけるビジネスとしての環境への取組に関する言及。
- (c) オペレーション：事業運営、オペレーションにかかわる部分での環境への取組に関する言及。
- (d) コミュニケーション：外部ステークホルダーとの環境に関するコミュニケーション、業務範囲以外での環境への取組、環境保全活動団体などへの支援活動に関する言及。
- (e) ソーシャル：環境問題の枠を超え、より広い範囲での社会貢献活動、支援活動、社会的責任に関する言及（文化・福祉関連活動への支援、従業員の教育・雇用・職場環境、健康問題、障害者・貧困諸国への支援、など）。
- (f) その他：企業情報、環境問題に関する一般情勢、報告書のサマリーなど。

以下には、代表的な環境報告書における構成ページ比率を示す⁵¹。

⁵¹後述するV f U (Verein für Umweltmanagement in Banken, Sparkassen und Versicherungene)では、「金融機関の環境報告書 (Environmental Reporting of Financial Service Providers)」というガイドブックを発行している。このガイドブックには、優良な環境報告書の雛形として以下のような構成立てが紹介されている。

- (a) 一般情報、環境方針 (General Information, Environmental Policy)
- (b) 環境マネジメントシステム (Environmental Management System)
- (c) 操業上の環境配慮 (Operating Ecology)
- (d) 金融商品に関する環境配慮 (Product Ecology)
- (e) コミュニケーションと利害関係者との対話 (Communication and Dialogue to Stakeholders)
- (f) 要約 (Summary)

図表 3.10 代表的な環境報告書の記載内容

		総ページ数	記載項目の比率					
			コンセプト	プロダクト	オペレーション	コミュニケーション	ソーシャル	その他
Deutsche Bank Sustainability 2000	ドイツ	46	15%	28%	11%	20%	7%	20%
Dresdner Bank Taking sustained action for the environment and society The Dresdner Bank AG Report 1999	ドイツ	39	13%	13%	21%	8%	21%	26%
KfW Environment Report 2000	ドイツ	80	14%	34%	34%			19%
Hypo Vereinsbank Environmental Report Promoting Sustainability 2000	ドイツ	33	24%	24%	27%	3%		21%
UBS Environmental Report 2000	スイス	15	13%	33%	33%			20%
CREDIT SUISSE Environmental Report 1999/2000	スイス	69	17%	26%	22%	13%		22%
Bank of America 1999 Environmental Progress Report	米国	29	21%	7%	21%	24%	3%	24%
BARCLAYS Social and environmental report 2000	英国	32	13%	6%	13%		38%	31%
The CO-OPERATIVE BANK The Partnership Report 2000	英国	88	14%	3%	15%	14%	17%	38%
ABN-AMRO Environment report 1998-2000	オランダ	42	17%	19%	50%			14%
Allianz Environmental Report 4	ドイツ	51	6%	16%	41%	18%	4%	16%
滋賀銀行 しがぎん環境レポート2001	日本	7	43%	14%	29%	14%		
安田火災海上保険 安田火災 環境 社会レポート2001	日本	46	15%	9%	15%	17%	20%	24%
日興コーディアル証券 サステナビリティ レポート 2001	日本	25	38%	21%	17%	17%		8%

(出所) 各社環境報告書から作成。

3.6 各機関共通の認識形成に焦点を当てた行動について

欧州においては、これまで複数の金融機関が連携して、金融機関の環境配慮行動促進のために、共通の考え方の枠組み（本稿ではこれをガイドラインと呼ぶ）を構築しこれを共有する努力が見られる。また、いくつかの例では政府機関が積極的にこうした取組を支援している。以下では、そのうち主要な事例を概観する。

3.6.1 スイス銀行協会の事例

1992年の国連環境計画（UNEP）「銀行による環境及び持続可能な発展に関する宣言」を契機として、「環境保護は重要なことではあるが、それでは銀行は一体何をすべきなのか」との問いに対する回答として、スイス銀行協会は独自のガイドライン「金融機関の環境マネジメント（Environmental Management in Financial Institutions）」を1997年に制定した。

このガイドラインは、スイス銀行協会に加盟する90の銀行により作成されたもので、環境マネジメント導入のためのステップが下記の5つのパートにより示されている。

- (a) 環境への配慮をした銀行業務
- (b) 融資業務での配慮
- (c) 証券業務での配慮
- (d) コミュニケーションのあり方
- (e) 組織のあり方

このガイドラインでは、銀行が直面する環境リスクを、汚染サイトに起因するリスクと環境配慮型商品への市場の志向や環境関連法制度、世論などに起因する「更なる環境リスク（Further environmental risks）」に分類している。汚染サイトの問題が借り手の資産減価、修復等のコスト増、収益機会の逸失などを招くことにより、銀行の信用リスクや与信保全に影響を与えるほか、競売などにより銀行が所有している資産についても汚染が判明した場合には所有者責任が発生する危険性を例示しており、銀行にとって汚染サイトに関するリスクがもっとも重要なものであるとしている。

一方で、環境リスクに対処することにより、新たな環境ビジネスのチャンスが広がることの可能性についても言及している。さらに、リスク評価の基本的プロセスを公表することにより、借り手にもメリットを与えるとしている。

なお、ガイドラインの策定には、国連環境計画（UNEP）が全面的に支援を行っている。

3.6.2 VfU の事例

VfU (Verein für Umweltmanagement in Banken, Sparkassen und Versicherungen)は、ドイツの銀行・保険会社から構成されるグループで、金融業における環境マネジメントの推進を目的として1994年に結成された。

1998年にVfUは、「金融業における環境マネジメント(“Time to Act / Environment Management in Financial Institutions”）」と題するガイドラインを取りまとめている。これは金融機関の環境マネジメントのあり方を中心に論じているが、とりわけ金融機関内部の日常業務に関する環境配慮のあり方に多くのページを割いている⁵²。

当該ガイドラインでは、日常業務の範囲を明確にし、その範囲におけるインプットとアウトプットの側面からマテリアルフローを重視しており、ドイツにおける金融機関の環境配慮範囲に関する一般的な考え方を示している。

図表 3.11 VfU ガイドラインの示す環境配慮を講じるべきインプット・アウトプット項目

インプットデータ	把握単位	アウトプットデータ	把握単位
1. 固定資産		1. 固定資産	
土地	m ²	土地	m ²
建物	m ²	建物	m ²
設備・施設	個 or m ²	設備・施設	個 or m ²
技術装置	個	技術装置	個
OA 機器	個	OA 機器	個
2. 流動資産	Kg	2. 流動資産	
用紙	Kg or 個	容器包装の生産	Kg
文房具	Kg or 個	補給品	Kg or 個
宣伝用品(花などの届け物)	Kg or 個	宣伝用品	Kg or 個
電子データメディア	Kg or 個	電子データメディア(IDカードなど)	Kg or 個
届いた郵送物	Kg	容器包装	Kg or 個
事業運営にかかるリソース(人材など)	Kg or 個	ビジネスパーティ(宴会)	L or Kg
日用品(電球など)	Kg or 個	贈与の種類	Kg or 個
容器包装	Kg or 個		
食料品	Kg		
3. 水		3. 水	
上用水	Kg	汚水・下水	Kg
雨水	Kg	蒸発水(冷却塔など)	Kg
地下水・表流水	Kg	漏水	Kg
4. エネルギー		4. エネルギー	
電気	kWh	エネルギーロス	kWh
暖房	kWh	売電	kWh

⁵² <http://www.vfu.de/publish.timetoact.html>。本ガイドライン作成にあたったワーキンググループの構成金融機関は Allianz Versicherungs AG, München, Vereinsbank AG, München, Bayer. Hypotheken- und Wechsel-Bank AG, München, Landesbank Berlin, Landesgirokasse Stuttgart, RheinLand Versicherungs AG, Neuss, Stadtsparkasse München。

ガス	kWh		
石油	kWh		
再生エネルギー	kWh		
5 . 空気	Kg	5 . 空気	
		二酸化炭素の排出量	Kg
		6 . 廃棄物	
		リサイクル用の紙	Kg
		紙以外のリサイクル	Kg

(出所) VfU, “Time to Act / Environment Management in Financial Institutions”

このガイドラインの作成にあたっては、ドイツ連邦環境省が全面的な連携、協力を行っている。

3.6.3 EPI Finance2000 の事例

1999 年秋から 2000 年秋にかけて、11 のスイスならびにドイツに本店を置く金融機関が金融業界のための環境パフォーマンス指標として EPI-Finance 2000 / Environmental Performance Indicators for the Financial Industry と題するガイドラインを作成した⁵³。

金融機関の内部的な環境配慮については、既に VfU がまとめたガイドラインがあり、それをインジケータ化(電力消費量、熱消費量、水利用量、紙消費量、廃棄物、業務輸送、二酸化炭素排出量)すればよいが、金融サービス自体のパフォーマンスを作成し、共通化したいというのが基本的な問題意識となっている⁵⁴。

これを受けて、本ガイドラインでは 商業銀行業務、投資銀行業務、資産運用業務、保険業務の 4 つの業務領域を想定し、指標が設定されている。商業銀行業務を例にとれば、指標の内容は以下の通りである。

【指標群 1】環境関連ポストと部署

- 1 a フルタイムベースでの、全社のポスト数
- 1 b フルタイムベースでの、環境問題に何からの関係を有する業務ポスト数
- 1 c フルタイムベースでの、環境対策を担当する業務ポスト数

【指標群 2】環境マネジメントに関する研修

- 2 a 環境マネジメントに関する研修を受けた従業員数
- 2 b 環境マネジメントに関する研修を受けた従業員の延べ時間数

⁵³ <http://www.epifinance.com/report.htm>

本ガイドライン作成のワーキンググループに参画したのは、Bank Sarasin & Co、Credit Suisse Group、Deutsche Bank AG、Gerling Konzern、HypoVereinsbank、RheinLand Versicherungen、SAM Sustainability Group、Swiss Re、UBS AG、Victoria Versicherungen、Zürcher Kantonalbank であり、E2 Management Consulting AG というコンサルタント会社が協力している。

⁵⁴ 金融機関には、顧客に情報開示を迫っている手前、自らの取組を進める必要があるとの認識がある。

【指標群 3】環境マネジメントに関する監査

- 3 a 環境マネジメントに関する監査の回数
- 3 b 環境マネジメントに関する監査の延べ時間数
- 3 c 環境マネジメントに関する監査の聞き取り対象となった従業員数

【指標群 4】(商業銀行)中核業務の環境側面

- 4 a 貸借対照表上の融資総額もしくは融資件数
- 4 b 貸借対照表上の環境問題に関連する融資総額もしくは融資件数
- 4 c 貸借対照表上の簡易環境評価を実施した融資総額もしくは融資件数
- 4 d 貸借対照表上の詳細環境評価を実施した融資総額もしくは融資件数

【指標群 5】(商業銀行)パイオニア、技術革新に対する融資

- 5 a 環境保全の観点からの効果を持つ案件への融資件数
- 5 b 環境保全の観点からの効果を持つ案件への融資総額

実際に、このガイドラインの策定に参画した金融機関の環境報告書では、当該指標に基づく情報開示が積極的に行われている。

図表 3.12 UBS における EPI Finance 2000 をもとにした情報開示の事例

グループ全体】

従業員	単位	1999年	2000年
UBSグループの従業員	職数(パートタイムも100%に換算)	49,058	71,076
業務で環境側面と関係を有する従業員	職数(パートタイムも100%に換算)	不明	不明
環境管理部門の従業員	職数(パートタイムも100%に換算)	2.5	3
従業員数はすべて、2000年12月31日時点。			
外部監査	単位	1999年	2000年
外部環境監査	行われた監査数	69	9
監査を受けた従業員	従業員数	82	14
監査時間	時間(監査数×平均監査時間)	68	15
監査は、(株)SGS International Certification Services社によって行われた。			

【UBSアセット・マネジメント部門】

従業員	単位	1999年	2000年
UBSアセット・マネジメント及びUBSスイス・プライベート銀行部門の従業員	職数 (パートタイムも100%に換算)	9,832	10,545
ビジネスの過程で環境側面を扱う従業員	職数 (パートタイムも100%に換算)	-	-
環境アナリスト部門の従業員	職数 (パートタイムも100%に換算)	7	7
従業員数はすべて、2000年12月31日時点。環境アナリスト部門には外部委託先を含む。			
社内教育	単位	1999年	2000年
環境問題に関連した研修	研修を受けた従業員数	266	926
研修時間	延べ時間 (研修を受けた従業員数×平均研修時間)	-	475
社内監査	単位	1999年	2000年
環境監査	監査を受けた従業員数	11	0
監査時間	時間 (監査数×平均監査時間)	-	0
運用資産	単位	1999年	2000年
UBSグループ全体の運用資産	10億スイス・フラン	1,744	2,469
SRI型運用資産	100万スイス・フラン	627	901
革新的企業への投資	単位	1999年	2000年
革新的製品・サービスを有する非上場企業	投資先企業数	1	1
投資規模	100万スイス・フラン	1.5	2.25
エコファンドの運用パフォーマンス	単位	1999年	2000年
運用パフォーマンス	%	Eco Perf: 47.7	Eco Perf: 1.7
		Eco JPN: 10	Eco JPN: -18.6
ベンチマークするインデックスに対する 相対的運用パフォーマンス	%	Eco Perf vs. MSCI: +1.7	Eco Perf. vs. MSCI: +15.7
		Eco JPN vs. TOPIX: - 0.1	Eco JPN vs. TOPIX: +8.7

Eco Perf とは、UBS (レクセンブルク) 株式ファンド「エコ・パフォーマンス」

Eco JPN とは、UBS (日本) 株式ファンド「エコ博士」

(出所) UBS “UBS2000: environmental performance in figures-Banking”から抜粋して作成。

3.6.4 Forge の事例

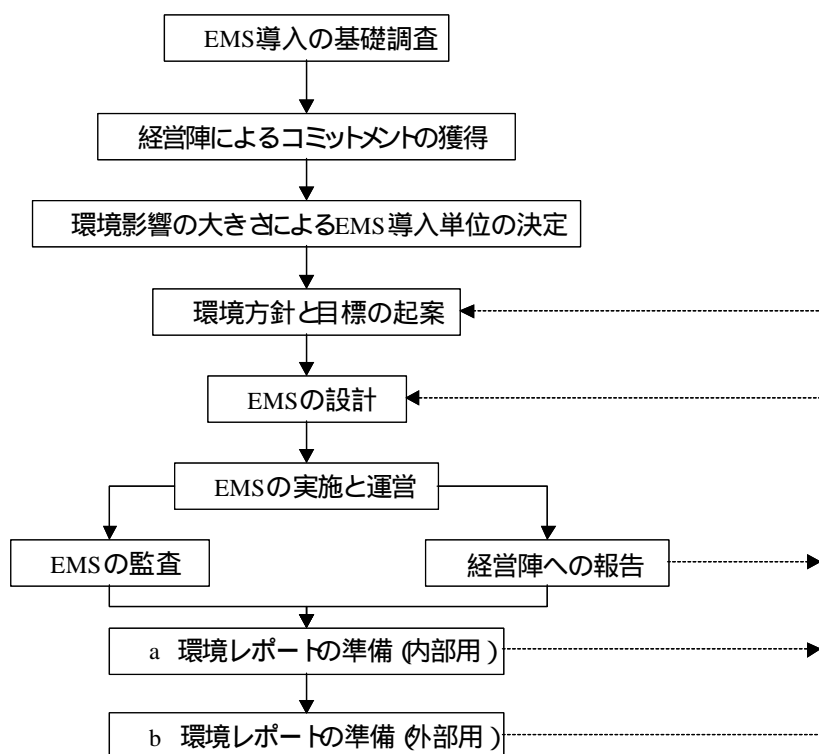
英国の銀行と保険会社は 2000 年に、FORGE と呼ぶグループを結成し、金融機関が導入すべき環境マネジメントシステムのあり方についての “Guidelines on Environmental Management and Reporting for the Financial Services Sector” と題するガイドラインを作成、発表した⁵⁵。

FORGE は、金融機関における EMS 導入に対して、以下のような意義を強調している。

- 戦略 : 環境関連商品開発によってブランド力がもたらされること
- マネジメント : リスク管理の強化されること
- 日常業務 : 業務効率の改善によるコスト効率の改善されること
- 報告 : 環境リスクの自己評価を行うことが可能になること

本ガイドラインでは、次に示す 9 つのステップを順に実践していくことで、EMS および環境報告が実施可能であるとしている。

図表 3.13 EMS 導入における主要なステップ



(出所) Forge, “Guidelines on Environmental Management and Reporting for the Financial Services Sector”

⁵⁵ <http://www.abi.org.uk/forge/ForgeText.htm>。グループの構成金融機関は The Abbey National Bank、Barclays、CGNU、Lloyds TSB Bank、Prudential、The Royal Bank of Scotland、Royal & Sun Alliant、コンサルタントとして PricewaterhouseCoopers が参加している。

この EMS 導入手順では、現状把握の優先、優先順位の明確化、経営陣の関与が強調されている点が特徴的である。

なお、策定に当たっては、英国貿易産業省が資金的援助を行うとともに、環境・交通・地域省が協力している。

4 国内金融業の環境配慮行動

4.1 エコファンドについて

4.1.1 概況

現在、国内で設定されている投資信託のうち、何らかのかたちで企業の環境経営全般に焦点を当て銘柄選定を行っていることを明示しているものは、9ファンド（為替リスクの有無を勘案すると11ファンド）ある。2002年2月末日現在の資産残高規模は約1,200億円である。

わが国の最初のエコファンドは1999年8月に設定された。同年末には、一時、資産残高が2,000億円を超える規模にまで拡大した。「発売済みのエコファンドの購入者の約9割は個人投資家（金額ベースでもほぼ同じ。）であり、投資信託の初心者や女性が多いことが特徴である。」と伝えられている⁵⁶。

図表 4.1 エコファンドの現状

設定会社名 (評価担当会社)	設定月	ファンド名称	純資産 (億円)	基準価額 (円)
日興アセットマネジメント(グッドバンカー)	1999年8月	日興エコファンド	617.50	6,279
安田火災グローバル投信投資顧問 (安田火災、安田総研、損保ジャパンリスクマネジメント)	1999年9月	安田火災グリーンオープン (ぶなの森)	84.83	7,286
興銀第一ライフ・アセットマネジメント(グッドバンカー)	1999年10月	エコ・ファンド	85.18	6,455
UBS アセット・マネジメント (日本総合研究所)	1999年10月	UBS日本株式エコ・ファンド (エコ博士)	47.79	6,712
UFパートナーズ投信 (UF 総合研究所)	2000年1月	エコ・パートナーズ (みどりの翼)	38.74	5,501
朝日ライフアセットマネジメント (三菱総合研究所、パブリックリソースセンター)	2000年9月	朝日ライフSR 社会貢献ファンド (あすのはね)	71.76	7,768
三井住友海上アセットマネジメント(インターリスク総研)	2000年10月	エコ・バランス (海と空)	12.05	8,693
日興アセットマネジメント(SAM (スイス))	2000年11月	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド (グループ) A(ヘッジなし)	44.12	9,685
"	2000年11月	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド (グループ) B(ヘッジあり)	22.26	7,568
大和住銀投信投資顧問 (イノベスト・ストラテジック・バリュー・アドバイザーズ社 (米国))	2001年6月	グローバル・エコ・グロース・ファンド (Mrsグリーン) A(ヘッジあり)	68.50	8,771
	2001年6月	グローバル・エコ・グロース・ファンド (Mrsグリーン) B(ヘッジなし)	123.82	9,814
		合計	1216.55	-

は、環境以外の評価項目も有するファンド。純資産、基準価額は2002年2月28日現在。

(出所) モーニングスター株式会社のホームページから作成。

⁵⁶ 環境省「平成12年版環境白書」186頁。

4.1.2 スクリーニングプロセスとエコファンドの特徴

銘柄選定のプロセスとしては、次の2つのタイプが存在しているといわれる。

- (a) 財務面で1次スクリーニングをし、選別された企業に環境スクリーニングをかけて投資対象銘柄群を決定する方式。
- (b) 最初に環境スクリーニングをかけて銘柄を選定しエコユニバースを構築、その後財務と株価評価で投資対象を選定する方式。

ここで環境面でのスクリーニング項目は、下表のような項目である。これらの特徴は、単にある特性から企業を排除するのではなく、環境配慮に優れていたり、優れた環境パフォーマンスを上げている企業に積極的に投資しようとするものである。

図表 4.2 エコファンドの環境面でのスクリーニング項目

日興 エコファンド	環境マネジメントシステム、省エネ・省資源、製品・サービス、情報開示、LCAに関する取り組みなど。
安田火災 グリーン・オープン (ぶなの森)	環境マネジメントシステムの展開度、情報開示・コミュニケーション、環境会計、環境負荷・環境効率の改善・製造・生産部門、製品に対する環境配慮など。
興銀第一ライフ エコ・ファンド	情報開示、環境マネジメント、省エネ、製品配慮、LCAに関する取り組みなど。
UBS 日本株式エコファンド (エコ博士)	環境保全取り組み方針、環境管理システム、情報公開、製品開発・生産・調達、業界特有の環境リスク対策、環境負荷低減目標の定量化、実施状況
エコ・パートナーズ (みどりの翼)	10年後をみた環境戦略を分析。持続可能な社会の実現に貢献する企業を評価。トップマネジメントの姿勢、組織的アプローチの有無、会計領域からなるバックアップ体制づくり

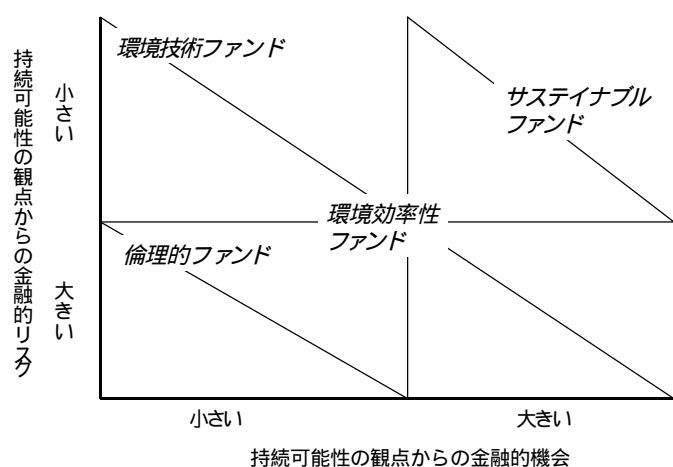
(出所)「日経エコロジー / 2000年4月号」日経BP社より抜粋して作成。

こうした環境効率性ファンドの考え方は、銘柄選定にあたってリスクの回避と機会の獲得を同時に配慮したものであり、従来の倫理的ファンドや環境技術ファンドとは、異なった特徴を持つものと考えられている。Schalteggerら[2000]はこのことを、持続可能性の観点からの金融的リスクと持続可能性の観点からの金融機会という2軸を用いて、次図のように概念的に整理している。

すなわち従来の倫理的ファンドは、排除項目を中心に銘柄選定を行うために、限られた業種(ここには環境負荷の大きな業種を含む)にのみ投資することによりリスクが大きく、機会が小さい。環境技術ファンドは、環境負荷の比較的小さ

な業種に投資することでリスクは小さいが、同時にエンド・オブ・パイプ型の環境保全対策が万能ではなくなったことから機会も小さい。環境効率性ファンドは、環境技術ファンドに比べれば環境負荷の大きな業種の企業も投資対象に含むためリスクはやや大きい、環境と財務の両面から評価を行うため機会も大きい。将来的には、環境以外の評価項目も加味されることで、よりきめ細かいスクリーニングが可能になり、サステナブルファンドは、より小さいリスクとより大きな機会を実現するようになる。

図表 4.3 環境効率性ファンドとしてのエコファンドの特徴



(出所) Stefan Schaltegger and Frank Figge, "Sustainable Development Funds", 2000

4.1.3 エコファンド誕生のインパクト

エコファンド誕生によって次のようなインパクトが生じたことが指摘できよう。

- (a) 金融商品でのグリーンプロダクトという概念が生まれたこと
 これまで、金融商品として環境配慮を明示的にうたったものは必ずしも多くはなかった。エコファンドが認知されることで、環境配慮型金融商品が成立可能であり、金融業が融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという機能と社会的意義を有することが理解されるきっかけとなった。
- (b) 潜在的なグリーン・インベスターを顕在化させたこと
 エコファンドは、環境効率性というコンセプトを掲げ、環境配慮行動が企業の長期的な存続のための必要条件であることを主張した。これまで、企業評価に関連して財務的な側面にのみ関心を有していた投資家のなかにも、こうした主張に賛同し、環境配慮行動を投資対象企業の選択の際に配慮する行動が現れてきた。

- (c) 企業の環境経営の促進材料となったこと
企業は株価対策として、環境配慮行動を捉えるという新たな視点を獲得した。株価は企業にとっての資金調達コストを決定する要因であり、このことから環境配慮行動の巧拙が企業の経営コストに反映するという意識がより強まることとなった。こうした関係性の成立から、エコファンドは企業の環境経営をより促進する材料となった。
- (d) 企業の環境情報開示（環境報告書、環境会計、環境パフォーマンス指標等）の促進材料となったこと
企業の環境経営のなかでも、特に環境情報開示（環境報告書、環境会計、環境パフォーマンス指標等）の重要性が強く認識されるようになった。例えばエコファンドの普及によって企業では環境報告書の利用者のイメージが明確に成立するようになり、企業にとっても環境情報を開示することの意義を具体的に認識できるようになった。
- (e) 海外投資家の日本企業の環境情報への関心が増大したこと
わが国にエコファンドの急速な立ち上がりが見られたという事実は、既に環境効率性ファンドや環境を評価項目とする社会的責任投資に関して実績を有する海外において、日本企業の環境情報を収集、評価して優良な企業に対して投資を行おうとする機運を高めた。
- (f) 社会的責任投資の普及に向けたきっかけとなったこと
エコファンドの普及の結果、企業の社会的責任としては環境以外の項目も考えられること、環境以外の項目を加味した投資信託も考えられることが容易に投資家に理解されることとなった。倫理的投資という歴史的な背景を持たないわが国において、社会的責任投資の普及のきっかけをエコファンドは果たすことになった。

一方でエコファンドの運用に当たっては、評価に用いる情報の信頼性確保（例えば、環境報告書やアンケート調査による情報やデータを用いているものの、現状では第三者が検証しているわけではない等）、評価ルールの妥当性・透明性確保（例えば、スクリーニングの定量的手法が確立され、それが公開されているわけではない等）、投資先企業の拡大（例えば、環境ベンチャー等未公開株式に対する投資がなされているわけではない等）などが課題となっている。

今後は、評価する側と評価される側のコミュニケーションを一層密にするとともに、金融機関が投資家へのよりきめ細かな説明責任を果たすことが、エコファンドの社会的意義を拡大するためには必要といえるだろう。

4.2 その他の環境配慮行動について

エコファンド以外のわが国金融業の環境配慮行動を、「環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの」、「土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの」、「環境コミュニケーション行動」という3つの視点から事例収集した結果を以下に示す⁵⁷。

(a) 環境保全対策への事業性資金融資

事業性資金融資という側面からの「環境」との関わり方としては、環境保全対策の促進、ISOの認証取得の促進、低公害車の普及などがある。

事例: 環境保全対策の促進

- 三井住友銀行 エコマネジメントローン:「環境診断サービス」や「エコ・マネジメント提案書」の結果を踏まえた環境対策資金の融資。
- 広島銀行 地球環境対応ローン[エコ・ハーモニー]:地球環境に配慮した経済活動に係る設備資金又は運転資金の融資。(信用保証協会の保証付き融資)
- 静岡銀行 地球環境保全支援資金「エコサポート ビジネスローン」:環境保全を目的とする設備投資、ISO14000 シリーズ等環境マネジメントシステム導入に関わる運転資金の融資。

事例: ISOの認証取得の促進

- 百五銀行 百五ISOローン:ISO14000、ISO9000シリーズの認証取得にかかる資金、および取得後の設備資金の融資。
- 紀陽銀行 フロンティアマネジメントサポート:ISO認証取得、公害防止、省エネ、IT化のための資金の融資。

事例: 低公害車の普及

- 紀陽銀行 ビジネスオートローン:営業用の低公害車両の購入資金の融資。

(b) 環境保全対策への非事業性資金融資

自動車ローン、パーソナルローン、住宅ローン、融資その他といった非事業性資金融資の分野における「環境」との関わり方としては、低公害車の普及・利用促進、省エネ・省資源等設備の普及、省エネルギー型住宅設備の普及、エコマーク認定商品の普及などがあげられる。

⁵⁷ 事例の収集は、2001年10月に各社の環境報告書ならびにインターネットホームページを用いた。当該調査結果は、わが国におけるこれら分野の事例を必ずしも網羅するものではない。また、信販業、クレジットカード業などのいわゆるノンバンクにおいても、環境配慮行動があると考えられるがここでは事例収集の対象としていない。

事例：低公害車の普及

- U F J 銀行 エコオートローン：ハイブリッド車、天然ガス自動車、電気自動車の購入資金の融資。金利優遇。
- 静岡銀行 しずぎんライフプランエコ車のローン：ハイブリッドカー、電気自動車などの低公害車および低公害仕様車購入資金の融資。
- 滋賀銀行 プランニングローン<エコプラン>：環境対応車の購入資金の融資。優遇金利を適用。
- 八十二銀行 エコメリット：低公害車、低排出ガス・低燃費車購入資金の融資。通常のローン金利から 0.5% を優遇。
- みちのく銀行 みちのく自動車ローン：「エコカー」の購入資金に金利優遇制度を適用。
- 駿河銀行 エコ・カーローン：低公害車の購入資金を、優遇金利で融資。
- 紀陽銀行 さわやかローン・マイカープラン（エコプラン）：自家用の低公害車両の購入の融資。
- 安田火災海上保険 ECO AUTO LOAN：「低公害自動車」を購入する場合、一定の条件のもと金利を通常より 0.5% 優遇する融資制度。

事例：省エネ・省資源等設備の普及

- 第一勧業銀行 ハートの新型パーソナルローン『環境設計』：温水循環式浴槽（24 時間風呂）・生ゴミ処理機・ソーラー機器（太陽熱利用温水器・太陽光発電システム）の購入資金および付帯する設備工事資金の融資。
- 静岡銀行 しずぎんエコサポートローン：太陽光発電システム、太陽熱温水器などの環境保全型商品購入資金。
- 滋賀銀行 プランニングローン<エコプラン>：住宅での環境保全設備の購入・設置の費用およびこれらにともなう、環境対応車の購入資金などを優遇金利で提供。

事例：低公害車、エコマーク認定商品の普及

- 百五銀行 地球にやさしい商品購入ローン（無担保ローン）：「ハイブリッドカー」「電気自動車」「エコマーク認定商品」などの購入資金。

事例：省エネルギー型住宅設備の普及

- 大和銀行 エコライフ住宅ローン：エネルギー供給会社、住宅設備メーカー等と提携し、省エネルギー型設備が設置されている住宅を購入、又は新築されるお客様を資金面から支援する。
- 滋賀銀行 エコ住宅ローン：「環境共生住宅」などの購入・増改築での住宅ローン利用者に対し、利用金額に応じ、カタログから選択した商品をプレゼント。
- みちのく銀行 みちのく「住宅」ローン：地球環境にやさしい「エコ住宅」購入の際、「みちのく住宅ローン」を利用する顧客に金利を優遇。

(c) 環境分野のプロジェクト投融資

事例

- 三井住友銀行 モーリシャス発電所向けプロジェクト融資：さとうきびなどバイオマスを燃料とする発電所建設資金を欧州投資銀行（EIB）などとプロジェクト・ファイナンス方式で協調融資。
- U F J 銀行 風力発電事業者向けプロジェクト融資：トーメングループが青森県で操業する風力発電事業の日本政策投資銀行と総額40億円を協調融資。
- 住友信託銀行 風力発電事業者向けプロジェクト融資：丸紅が稚内市で操業する風力発電事業に17億円を融資。

(d) 環境ベンチャーへの投資

事例

- 日本政策投資銀行、U F J 銀行、安田火災海上保険他：「ランドソリューション」設立 商取引に伴う土壌汚染のリスク低減を目的とし、土地評価・環境保険の設計・浄化手法の選定などを手掛ける事業会社を栗田工業等と共同出資により設立。
- 東京海上火災保険 環境対策関連ベンチャー企業への投資：1999年度実績5社。
- みずほ証券 「ナットソースジャパン」への出資：温室効果ガス排出権、グリーン電力証書、天候デリバティブの取引仲介などをおこなう「ナットソースジャパン」への出資。
- 三井住友銀行 「日本自然エネルギー」への出資：風力発電事業者と需要家間の電力取引を仲介する「日本自然エネルギー」への出資。

(e) 排出量取引等の仲介

事例

- 三和銀行（現U F J 銀行） 排出権取引の模擬実験に参加：三菱総合研究所とナットソース・ジャパンが、温暖化ガスの排出権取引の模擬実験を開始。両社が仮想市場を運営し、東京ガス、三菱重工業、コスモ石油、電源開発、三井物産など33社が参加。
- 東京三菱証券 クリーン・エネルギー・ファイナンス委員会：クリーン・エネルギー事業に優良な資金がより多く供給されるよう、研究提言、金融アドバイス、クリーン・エネルギー企業のIPOを実施。

(f) 環境保全対策、環境ビジネスへの保険

環境との関わり方としては、低公害車・低燃費車・低排出ガス車の普及、車両修理時のリサイクル部品の利用促進、環境に配慮した建物・設備の利用促進、ESCO事業者の事業リスク軽減、風力発電事業者の事業リスク軽減などがある。

事例：自動車保険

- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 「環境対策車割引」：

「低公害車」、「低燃費車」、「低排出ガス車」を対象とする。対象となる自動車保険の対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険、車両保険の保険料について、3%割引を行う。

- あいおい損害保険 リサイクル部品使用特約：万一の事故で、契約車両に修理交換が必要となった場合、新品部品の替りにリサイクル部品を使用して修理することを、契約時に決める特約。提供するリサイクル部品は、簡単なメンテや清掃で再利用できるバンパー・フェンダー・ドアパネル等の外板部品。事故の際に保険会社推薦の修理工場への入庫を約束する「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」とセットとした「修理の達人」として原則、契約する。車両保険料が8%割引に。（「修理の達人」として契約の場合）

事例：火災保険

- 東京海上火災保険 「エコ対策費用」付き火災保険：万一の事故により罹災した物件を復旧する際に、建物や設備・什器備品を当社が環境に資すると認めた製品に買い換える場合、もしくはそれを使用して修繕する場合、通常要する費用を超えた部分に対して、「エコ対策費用保険金」を支払う。

事例：物財リスク保険

- 安田火災海上保険 ESCO総合保険：省エネルギー実現のためのエネルギー効率改善スキームを包括的に提供するESCO（Energy Service Company）事業者向けの保険。個別のESCO事業毎にリスク分析、およびリスクマネジメントを行い、ESCO事業に係る財物リスク（導入する省エネ機器の破損等による損害）賠償リスクに対する補償、ESCO事業者が保証したエネルギーコスト削減額が未達成であった場合の補償をオーダーメイドで提供する保険。

事例：利益減少リスク保険

- 安田火災海上保険 風力発電事業者向け保険：風力発電事業者向けに、風力の低下による収益減少を補償するプログラム。風量が予測を下回った場合に事前に取り決めた金額を支払う「天候デリバティブ」と現実の収益減少を補償する「天候保険」を組み合わせ、オーダーメイドで提供。

(g) 天候デリバティブ

主要損害保険会社は天候デリバティブ商品を発売している。また、多数の銀行もこれを仲介するかたちで取り扱っている。

事例

- 安田火災海上保険 集客施設運営団体のリスクヘッジ：淡路花博の主催団体と風速15メートル以上の風が吹いた日数に応じて、1日1億円の補償金を支払う契約を締結
- 三井住友銀行 小口定型商品の開発：休日の天候リスクに照準を合わせ、オプション料一口50万円と同200万円の2種類に設定した小口商品を販売

(h) 新種保険の開発

「環境」との関わり方としては、環境汚染リスクの軽減、環境に関する国際規格の取得企業の事業リスク軽減などがある。

事例：賠償リスク保険

- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 環境汚染賠償責任保険：一般の賠償責任保険では対象とならない環境汚染に起因する賠償責任と汚染浄化費用を補償する保険。
- 三井住友海上火災保険 環境汚染賠償責任保険：有害物質取扱事業者や産業廃棄物の処理事業者等を対象とした保険。
- 三井住友海上火災保険 グローバルスタンダード割引：環境管理や品質管理の国際規格を満たしている企業を対象とした賠償責任保険料の割引。
- 三井住友海上火災保険 廃棄物排出事業者向け環境汚染賠償責任保険：産業廃棄物を排出し、その処理を産業廃棄物処理施設に委託しているメーカーなどの排出事業者を対象とした保険
- 安田火災海上保険 医療廃棄物排出者責任保険：廃棄物処理法の改正によって強化された不法投棄における排出者責任をカバーする医療機関向けの保険。廃棄物処理業者に委託した医療廃棄物が不法投棄されたため、医療機関が都道府県より措置命令を受けた場合に、不法投棄された医療廃棄物の除去費用、不法投棄場所の土壌浄化費用及び当該医療廃棄物により生じた健康被害に対する賠償責任を補償する。
- 安田火災海上保険 土壌浄化費用超過保険：土壌浄化に際し、浄化中に予想外の新たな汚染が見つかったため、または汚染状況が予想以上であったために、実際の浄化費用が当初の見積もり金額を超えた場合に当該超過額の一部を補填する保険。

(i) コンサルティングサービスの提供

事例

- 安田火災海上保険 関連会社（損保ジャパンリスクマネジメント）を通じたコンサルティングサービス：ISO14001認証取得支援
- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 環境リスク診断サービス：事業活動に伴う環境リスク評価や環境管理ポイントに関するアドバイス
- 三井住友海上火災保険 リスクコンサルティング：土壌汚染調査・修復など環境にかかわる企業へのコンサルティング

(j) 寄付 / 預金

「環境」との関わり方としては、環境NGOへの寄付などがある。

事例

- 第一勧業銀行 総合口座「ハートの自然環境保護口座」：預金者の指定日に、指定金額を「自

然環境保護口座」から自動的に引き落とし、WWFジャパン（財団法人 世界自然保護基金 ジャパン）へ寄付。合わせて、銀行からも口座数に応じて寄付をおこなう。

- 滋賀銀行 累積型預金「クリーンバンクしがぎんスタートアップキャンペーン」：累積型預金の毎月積立額の1%相当額を「財団法人淡海環境保全財団」に寄付（現在取り扱いは終了）。
- 武蔵野銀行 普通預金、当座預金「むさしの自然環境保護口座」：預金者の指定日に、指定金額を「むさしの自然環境保護口座」から自動的に引き落とし、「財団法人 埼玉県生態系保護協会」に寄付。

(k) 寄付 / 金銭信託

「環境」との関わり方としては、環境NGOへの寄付などがある。

事例

- 中央三井信託銀行 自然保護信託「シンフォニー」：自然保護を目的として、預託を受けた資金を金銭信託で運用し、その収益金を財団法人日本自然保護協会に交付。
- 中央三井信託銀行 社会貢献信託「ヒューマン」：社会貢献や自然保護を目的として、預託を受けた資金を金銭信託で運用し、その収益金を財団法人日本自然保護協会に交付。交付先として財団法人「地球環境財団」を選択することも可能。
- 三菱信託銀行 バード信託：野鳥や自然環境の保護に役立てられる信託。
- 三菱信託銀行 ちきゅう信託：地球環境保全の普及活動をバックアップする信託。

(l) 寄付 / 保険

「環境」との関わり方としては、車両修理時のリサイクル部品の利用促進、環境NGOへの寄付などが挙げられる。

事例

- 安田火災海上保険 「エコパーツプロジェクト」：自動車保険（車両保険）の契約者が事故車両を修理する際、安田火災の提案に応じてリサイクル部品の使用に同意された場合、新品部品を使用したと想定した場合の支払い保険金との差額相当額を（財）安田火災環境財団を通じて環境団体等に寄付をおこなう。2000年1月から3年間の期間限定プロジェクト。
- 安田火災海上保険 ゴルファー保険：ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき、支払保険金の一部を、ご希望によってゴルファーによる緑化事業を推進する（社）ゴルファー緑化促進協力会に寄付できる特約がついた保険。

4.3 国際協力銀行の環境配慮ガイドラインについて

わが国金融機関においては、自らの環境配慮行動の在り方を体系立てて、事業活動のガイドラインとしている例は必ずしも多くはない。そのなかで、国際協力銀行の環境配慮ガイドライン策定の取組は注目される。

国際協力銀行は日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により設立された政府金融機関であるが、いずれの機関とも従来より、環境の保全は世界的に重要な課題であり、自然的環境および社会的環境への配慮は不可欠の課題であるとの認識を持って業務を遂行してきており、環境配慮確認には長い歴史を有している。従って、国際協力銀行においても、環境社会開発室が設置され、個々の出融資等の対象プロジェクトにおいて、借入国（人）またはプロジェクト実施主体者による適切な環境配慮が行われていることを確認することとしている。また、プロジェクト実施主体者による環境配慮を適確かつ効率的に審査・チェックすることを目的として、そのための手続き等に係る指針として国際金融等業務（旧日本輸出入銀行の業務を継承）および海外経済協力業務（旧海外経済協力基金の業務を継承）ごとに環境ガイドラインを定めている。

同行は、このほか 地球環境問題対策に資する案件や公害対策案件等の環境案件の拡充強化に努め、円借款では、これらの案件に対し優遇された金利を適用する、 開発途上国における環境配慮への取組をさまざまな観点から支援する知的協力や調査を行う、 環境配慮への取組について、世界銀行、OECD 等の関連国際機関、欧米輸出信用機関等との情報・意見交換を通じた連携の強化を図る、国内外における環境保全関連、環境リスク、地球環境問題に関する有用な情報の収集・整理等により、環境配慮に係る業務を効果的、効率的に実施する上で必要な情報の整備を推進するなどの活動を行っている。

現在同行では、国際金融等業務と海外経済協力業務とで異なる 2 つの環境ガイドラインを用いているが、これまでの経験等も踏まえ原則として、両業務の統合された環境ガイドラインを新しく策定する作業を進めている⁵⁸。

策定に先だって、学識経験者、NGO、国会議員、環境省、外務省、財務省、国際協力銀行など多様な考えを持つメンバーが個人の資格で参加する「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会」が発足し、2000 年 10 月から 2001 年 7 月まで 16 回の議論を経て、その成果は 2001 年 9 月に国際協力銀行への提言として提出された。同行は同提言を踏まえ環境ガイドライン（案）を作成し、2002 年 4 月の制定を目途に、約 2 ヶ月間のパブリックコメント期間を設け広く国民の意見を求めるとともに、5 回のパブリックコンサルテーションフォーラム

⁵⁸輸出信用に関わる環境配慮については、2001 年暮れに OECD の ECG 部会からコモンガイドラインが示され、各国においてもこれに準拠した取組を構築するよう要請が行われている。

を開催し、有識者、NGO、産業界等に内容を説明し、議論を行ってきている。

現在公開されている環境ガイドライン（案）のなかでは、以下のような考え方が示されている。

(a) 理念（持続可能な発展と環境）

融資等の対象となるプロジェクトについての環境配慮を通じ、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。環境配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等の人権の尊重を含む環境への配慮である。環境配慮にあたっては、相手国の主権を尊重しつつ、借入国、借入人、事業主体との対話を重視するとともに、透明性とアカウンタブルなプロセス確保のため地域住民や現地NGOを含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する。環境配慮確認のために、融資等を行うプロジェクトが求められる要件をガイドラインで明記し、要件の充足を確認するため、環境配慮についてのレビューを行う。レビュー結果は契約上に反映させる。十分な環境配慮がなされないプロジェクトに対しては融資等を行わない。このため適切な環境配慮がなされるよう、なるべく早期から借入人等に働きかける。

(b) 事業者に求められる環境配慮

国際協力銀行から融資を得ようとする事業者に対して、プロジェクトの性質に応じた適切な環境配慮が行なわれることを求めている。検討すべき環境影響項目として、大気、水質、土壌、廃棄物、事故、水利用、生物相、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子供の権利、感染症等が含まれている。また、ガイドラインの中で、対象プロジェクトに求められる環境配慮、特に環境影響が大きいと考えられる案件についての環境アセスメントのあり方を示し、環境影響に関する情報公開、地域住民等との協議を求めている。また、計画実施段階において具体的な問題の指摘があった場合にも、十分な情報公開のもとにステークホルダーが参加した協議を求めている。

(c) 国際協力銀行の手続き

融資を求めるすべてのプロジェクトを環境影響の可能性に応じ分類し、特に環境影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクトサイトの実査や専門家の意見聴取等により詳細な環境レビューを行う等効率的なレビューを目指している。また、様々な情報、意見を収集するため、同行は環境影響可能性の分類を行った時点、また融資決定を行った時点の二回に分け、プロジェクトの環境影響情報や国際協力銀行の判断をホームページにより外部に公開することとしている。さらに融資後においては、事業者によるモニタリングをフォローすることとしており、また十分な環境配慮がなされていない場合には事業者に適切な配慮がなされるよう働きかけ、それで十分でない場合には契約上の権利を行使することを述べている。

4.4 日本政策投資銀行の取組について

日本政策投資銀行法第1条は「日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、...(中略)...に資するため、...(中略)...我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする」と、同行の目的を定めている。

同行は、1960年代に日本の政府系金融機関としては初めて公害防止融資制度を創設したことをはじめ、これまで省エネルギー設備などへの数多くの融資を行ってきた。現在でも、環境保全プロジェクトに対する支援制度を数多く有し、これらの制度を用いて、様々な環境配慮型プロジェクトへ投融資を行っている。

制度例

公害防止事業（大気・土壌・地下水・海洋汚染防止等施設、低公害車普及促進等）、オゾン層保護対策設備、ISO14001 認証取得促進、PRTR 対応促進、廃棄物・リサイクル対策（リデュース、リユース、リサイクル事業等）、省エネルギー設備（工場、ビル設備等）、コジェネレーション、新エネルギー発電（燃料電池、風力発電、太陽光発電、地熱開発）、エコビル、リサイクル物流施設、モーダルシフト、ダブルハルタンカー等

主な環境配慮プロジェクトへの融資事例

- ・ エコセメント製造施設（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 医療廃棄物無害化事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 廃プラスチックガス化リサイクル事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 廃タイヤ再利用型発電事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 広域型廃棄物処理センター（廃棄物・リサイクル対策等）
- ・ P F I 方式堆肥化事業（民間資金活用型社会資本整備）
- ・ 商業用風力発電事業（新エネルギー発電）
- ・ 屋上緑化事業（エコビル）

また、調査・研究等情報発信活動分野においては、温暖化を中心とする地球環境問題の深刻化や全地球規模での環境問題に対する議論の高まりなどを考慮し、「国連環境計画(UNEP)・環の国金融機関環境会議」の開催、「エコプロダクツ2001」への参加等を行うとともに、環境問題の重要性、対策の必要性・可能性の提言（調査レポート）等を実施している。

日常業務分野においても、「国等による環境物品の調達に関する法律（グリーン購入法）」施行を契機に、環境物品等（全101品目）の調達方針を作成・公表し、グリーン購入の積極的推進等を通じて、銀行業務自体の環境負荷の低減に向けた取組を実施しており、グリーン購入ネットワークへの加盟も行って

いる。

また、経済社会の持続的発展の為には、投融資業務、調査研究等情報発信業務、日常管理業務において、一層の環境配慮が必要であるという認識のもと、2001年6月に金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画(UNEP)宣言への署名を実施している。さらに、環境配慮の視点は、銀行のあらゆる業務に必要であるとの考えから、役員等で構成する社会環境委員会、各セクションの横断的組織として社会環境グループを設置し、総合的な対応体制をとっている。

4.5 全国地方銀行協会のレポートについて

社団法人全国地方銀行協会は2001年6月に「地方銀行における環境問題への取組の視点」と題するレポートを公表した。

このなかでは、『わが国における環境関連法規制の強化や環境問題に対する国民的関心の高まりを背景として、企業行動、消費者行動、投資家行動が「環境」というキーワードを軸に大きく変化しつつある現状を踏まえると、地方銀行としても取引先企業、預金者、投資家等との関係において、環境問題とのかかわりを再認識するとともに、経営的な観点から、具体的な取組を検討すべき時期に来ているものと考えられる』との基本認識が示されている。

また、『これまでの地方銀行における環境問題への取組を見ると、銀行全体としての環境問題への取組方針を明確にしているところはわずかであり、また、「省エネ・省資源活動」についても、「環境」という側面をあまり意識しないままに取り組まれている例も少なくない』としたうえで、『地方銀行が「環境問題への取組」を経営の軸の一つとし、外部に強く打ち出すことは「地域密着」を標榜する地方銀行にとって、地域におけるイメージアップやアピール力の強化につながり、他金融機関との差別化戦略としても有効であると思われる』と金融業の環境配慮行動の意義が強調されている。

当該レポートは、『地方銀行としては、環境問題への取組みを「自行の経営基盤である地域経済の持続的な発展に資する」という大きな視点から捉え、地域のリーダーシップを発揮するための戦略的な取組みについて、多面的な対応を検討していく必要がある』と結ばれており、今後の取組みの具体化が期待されることである。

4.6 持続可能な社会に資する銀行研究会の取組について

業界を超えていくつかの金融機関が協調して、金融業における環境配慮行動の在り方を考えていこうとする取組も芽生えている。2001年9月、任意団体「持続可能な社会に資する銀行研究会」が発足した⁵⁹。同研究会は持続可能な社会の実現に向けて、銀行は環境問題にどのような貢献ができるかという共通の課題について検討・情報共有を図っていくことを目的にしている。

金融機関は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境問題に大きな貢献をし得る可能性を有している。同時に金融機関自身が持続可能性を確保する意味からも環境問題への積極的な取組が不可欠である、という認識のもとに、

- (a) 与信における環境配慮に関する研究
- (b) 行内の日常業務における環境配慮に関する研究
- (c) 環境保全を事業機会とする金融商品・サービスに関する研究

等を通じて、今後、わが国個別金融機関が環境問題への取組を強化していくに資する活動を行っていくとしている。

具体的には、クレジット・リスク部会を設置し与信における環境配慮に関する研究を、E M S (Environmental Management System) と情報開示部会を設置し行内の日常業務における環境配慮と金融機関の環境コミュニケーションに関する研究を、国内有識者や海外金融機関の協力を得ながら進めている。また、今後はセミナー、シンポジウムの開催なども計画している。

なお、同研究会は、2000年度に発足した金融機関などの職員有志による持続可能な社会に資する銀行を考える研究会を発展的に改組し、新たに発足したものである⁶⁰。

⁵⁹構成メンバーはあおぞら銀行、格付投資情報センター、UFJ銀行、日本政策投資銀行、日本総合研究所、みずほホールディングス、三井住友銀行、安田火災海上保険の8社

⁶⁰「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」は2001年2月、銀行が取引先の環境リスク評価を積極的に図る必要があるなどとする中間報告書を取り纏めて公表している。

<http://www.jri.co.jp/press/report/cse-press010202.pdf>。同研究会の構成メンバーは、AIU保険会社、格付投資情報センター、住友銀行、東海銀行、東京三菱銀行、日本興業銀行、日本政策投資銀行、日本総合研究所（企業名は報告書作成時のまま）の職員有志である。

4.7 日本損害保険協会の取組について

社団法人日本損害保険協会は、経団連の地球環境憲章等に呼応して1996年11月に「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」⁶¹を策定（2000年12月に改定）している。主な内容は以下のとおりである。

- (a) 損害保険業を通じた取組み
 - ・環境問題に関わる商品の開発・普及ならびにサービス面の取組みの推進。
 - ・自動車廃棄物の削減や再生利用推進のためのリサイクル部品活用・部品補修キャンペーン等の活動の推進
- (b) 社外への情報発信
 - ・業界が有する環境問題に関わる様々なノウハウ（環境に関するセミナー・公開講座の開催、情報誌・図書の発行、コンサルティング等）の提供・発信
- (c) 地球温暖化対策（省資源・省エネ対策）
 - ・紙資源のより一層の利用節減の推進
 - ・オフィスの電力、ガス等エネルギー資源の利用節減の推進
- (d) 循環型経済社会の構築（リサイクル対策）
 - ・再生紙の利用率の向上
 - ・オフィスからの廃棄物の再利用率の向上と最終処分量の削減
 - ・オフィスOA機器の消耗品のリサイクル推進やグリーン購入の推進
- (e) 社内教育・啓発
 - ・環境保全に関しての、社内教育への一層の取組・社員の環境ボランティア活動への参加等を支援する社内体制の整備
- (f) 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
 - ・具体的行動を推進するための手段としての、ISO等の環境マネジメントシステムの活用

また、同協会は環境問題への取組の一環として1995年から毎年、協会加盟の損害保険会社を対象に「環境問題に関するアンケート調査」を実施している。2001年度調査の結果は以下のような内容になっている。

- (a) 全体傾向
 - 調査開始7年目を迎え、全体的傾向として環境問題に関する損害保険各社の取組みは着実に拡充が図られている。
- (b) 個別対応
 - 〔省資源〕

⁶¹ <http://www.sonpo.or.jp/outline/kankyo2000-keikaku.html>

- ・紙の使用量削減については、電子メール、CD-ROM等OA化の推進などによって、全社が取組んでいる。

〔リサイクル〕

- ・約90%の会社が、コピー用紙・FAX用紙について再生紙を利用している。

- ・90%以上の会社が紙ゴミの分別回収を実施している。

- ・ほぼ全社がOA機器消耗品のリサイクルに取り組んでいる。

〔ISO14001〕

- ・ISO14001を認証取得している会社は16%、認証取得を決定・検討している会社は33%あり、合計すると約半数が既に認証取得しているか、または取得に向け検討している。

さらに同協会では、2001年9月21日に本部・東京支部を対象にISO14001の認証を取得し、啓発活動の推進、省資源・省エネルギー活動の推進の強化に自ら努めている。

図表 4.4 日本損害保険協会「2001年度環境問題に関するアンケート調査」結果

調査結果 (調査会社数)	第1回 95年2月 (26社)	前回 00年7月 (36社)	今回 01年7月 (31社)
1. 環境に関する経営方針 環境に関する全社的な経営方針がある会社	23%(6社)	31%(11社)	35%(11社)
2. 環境に関する組織			
(1) 環境問題に取り組むための専門の部署がある会社	15%(4社)	17%(6社)	16%(5社)
(2) 環境問題に取り組むための特別の委員会がある会社	12%(3社)	28%(10社)	29%(9社)
3. 環境問題への取組み			
(1) 損害保険業を通じた取組み			
ア. 地球環境問題への対応商品を販売している会社	-	36%(13社)	35%(11社)
イ. 地球環境問題への対応サービス等を実施している会社	-	8%(3社)	13%(4社)
(2) 社外への情報発信			
リスクマネジメントサービスを実施している会社	-	31%(11社)	26%(8社)
(3) 地球温暖化対策(省資源・省エネ対策)			
ア. 紙資源の利用削減の目標設定をしている会社	-	28%(10社)	29%(9社)
イ. 紙使用量の削減を全社的に推進している会社	62%(16社)	72%(26社)	77%(24社)
紙使用量の削減を一部推進している会社	35%(9社)	22%(8社)	23%(7社)
電子メール、CD-ROMの導入等O A化の推進	58%(15社)	94%(34社)	97%(30社)
両面コピーの推進等	73%(19社)	89%(32社)	87%(27社)
使用済用紙の裏面再利用促進	-	86%(31社)	84%(26社)
文書類の削減	15%(4社)	69%(25社)	68%(21社)
帳票類の削減	69%(18社)	56%(20社)	65%(20社)
ウ. 省エネルギー対策の目標設定をしている会社	-	25%(9社)	19%(6社)
エ. 電力・ガス等の省エネ対策を全社的に推進している会社	-	39%(14社)	39%(12社)
電力・ガス等の省エネ対策を一部推進している会社	-	44%(16社)	39%(12社)
(4) 循環型経済会社の構築対策(リサイクル対策)			
ア. リサイクル対策の目標設定をしている会社	-	19%(7社)	16%(5社)
イ. 再生紙利用促進の取組み			
コピー用紙	62%(16社)	86%(31社)	90%(28社)
FAX用紙	35%(9社)	81%(29社)	87%(27社)
トレットペーパー	12%(3社)	72%(26社)	77%(24社)
その他社外向け印刷物	-	67%(24社)	74%(23社)
ウ. アイテム別紙使用量把握状況			
ディスクロージャー誌の全ての紙使用量を把握	-	-	52%(16社)
封筒類の全ての紙使用量を把握	-	-	39%(12社)
保険申込書の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
パンフレット類の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
約款類の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
契約のしおり等の全ての紙使用量を把握	-	-	29%(9社)

保険証券の全ての紙使用量を把握	-	-	29%(9社)
エ .紙ゴミの分別回収			
紙ゴミの分別回収を全社的に実施している会社	19%(5社)	36%(13社)	48%(15社)
紙ゴミの分別回収を一部実施している会社	77%(20社)	56%(20社)	45%(14社)
分別回収用ゴミ箱の設置、リサイクルボックスの配付	77%(20社)	92%(33社)	90%(28社)
分別回収に関するポスター・ちらし等を作成しPR	15%(4社)	25%(9社)	23%(7社)
エコロジー委員、促進リーダー等を決め推進	8%(2社)	14%(5社)	10%(3社)
オ . O A機器の消耗品のリサイクル			
O A機器消耗品のリサイクルを全社的に実施している会社	-	56%(20社)	52%(16社)
O A機器消耗品のリサイクルを一部実施している会社	-	42%(15社)	45%(14社)
カ . その他リサイクル対策			
その他リサイクル対策を実施している会社	85%(22社)	94%(34社)	94%(29社)
ビン・缶等の分別回収を実施している会社	73%(19社)	92%(33社)	84%(26社)
キ . グリーン購入を進めている会社	-	67%(24社)	71%(22社)
(5)環境マネジメントシステムの構築と環境監査			
ア .環境マネジメントシステムの導入			
導入実施している会社	-	11%(4社)	19%(6社)
導入を決定している会社	-	6%(2社)	6%(2社)
導入を検討している会社	-	25%(9社)	16%(5社)
イ . ISO14001の認証取得			
ISO14001の認証取得している会社	3%(1社)	8%(3社)	16%(5社)
ISO14001の認証取得を決定している会社	3%(1社)	8%(3社)	10%(3社)
ISO14001の認証取得を検討している会社	15%(5社)	28%(10社)	23%(7社)
(6)社内外における環境啓発活動			
ア .各種研究機関、関係団体への支援・協力、環境関連団体への寄附等を実施している会社	42%(11社)	47%(17社)	45%(14社)
イ .地球環境保護活動への参画			
地球環境保護活動へ参画している会社	12%(3社)	17%(6社)	16%(5社)
ボランティア活動を組織的に支援している会社	19%(5社)	28%(10社)	35%(11社)
ウ .地球環境保護に関する教育・啓発活動			
社内教育としての環境問題を取り上げている会社	23%(6社)	28%(10社)	32%(10社)
社外啓発 教育活動を実施している会社	23%(7社)	22%(8社)	26%(8社)
(7)ディスクロース対応			
自社の環境問題に対する取組み状況をディスクロースしている会社	-	28%(10社)	29%(9社)

下線は「損保行動計画」における取組み推進事項

(出所) 日本損害保険協会

5 わが国の金融業における環境配慮行動の将来展望

5.1 金融業における環境配慮行動の潮流

金融業における環境配慮行動は、これまで見てきたとおり、内外において程度の差こそあれ、取組が増大している趨勢にある。これは、いうまでもなく環境問題が社会的課題としてその重要性を増しているからであり、金融業は「リスク対応」、「ビジネス機会獲得」、そして「企業責任としての自主的対策」の3つの経済合理的な動機から自らの環境配慮行動を進展させている。

5.2 わが国の状況

わが国金融業においては、欧米に比べて、これまで環境配慮行動を取ろうとする動機が希薄だったというのも事実であろう。米国にはスーパーファンド法があり、金融業は資金供給先の土壌汚染問題の存在に敏感である必要に迫られた。欧州には強力なNGOの存在があり、金融業は資金供給対象プロジェクトの環境影響に敏感である必要に迫られた。

しかし、近年ではわが国の状況も徐々に変化してきている。環境意識を高める生活者の出現は投資や預金でも環境を意識する行動を生み出している。リサイクル法などにより環境コストが顕在化しており、環境経営の巧拙が企業業績にも影響を与えるようになってきている。環境保全関連のビジネスやプロジェクトの増大は新たな資金需要を創出し、金融機関にとっての投融資機会の増大をもたらしている。海外プロジェクトなどでは環境・社会配慮がプロジェクトの成否に直結するようになってきている。投融資の際に取引先の環境配慮に評価を加える以上、自らの配慮も不可欠になってきている。

このような状況変化をいち早く捉えて、最近では、わが国金融機関でも積極的な取組事例が出てきている。例えば、金融機関のISO14001認証取得状況をみると、2001年12月末現在、銀行・信託・証券で18機関が、保険で6機関が自社のサイトで認証を取得している（日本規格協会調べ。グループ会社も1機関として算定）。特に2001年になって登録数が増加していることは特徴的である。

また、1995年には三井住友海上火災保険と安田火災海上保険が「保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント」⁶²に署名を行ったのを皮切りに、シグナ傷害火災保険（現 エース損害保険）、ジェイアイ傷害火災保険、東京海上火災保険会社が同ステートメントへの署名を行った。

2000年3月には初めて「金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言」に署名を行う金融機関がわが国に誕生した（日興

⁶² 本報告書参考資料2 参照

証券(現 日興コーディアル証券)、日興アセットマネジメント、グッドバンカー)さらに、2001年6月には日本政策投資銀行が、2001年10月には滋賀銀行が同宣言への署名を行うに至っている。

図表 5.1 わが国金融業のISO14001 認証取得の状況

	都道府県	住所	事業所	登録日
銀行・ 信託・ 証券	東京都	千代田区	(株)三井住友銀行 本店 大手町本部 九段本部 神戸本部	1998/9/25
	兵庫県	神戸市		
	長野県	長野市	(株)八十二銀行 本店ビル	1999/3/26
	三重県	津市	(株)百五銀行 本店(事務センターを含む)	1999/11/19
	滋賀県	大津市	(株)滋賀銀行	2000/3/17
	青森県	青森市	(株)みちのく銀行	2000/3/31
	兵庫県	姫路市	兵庫信用金庫	2000/9/27
	長野県	長野市	長野県信用農業協同組合連合会	2000/9/29
	大分県	別府市	(株)大分銀行太陽の家支店	2000/9/29
	長野県	飯田市	飯田信用金庫 しんきんビジネスサービス(株)	2000/11/17
	静岡県	駿東郡	(株)スルガ銀行 スルガ平本部	2000/12/28
	滋賀県	大津市	(株)びわこ銀行 本店 事務センター	2001/1/19
	岐阜県	多治見市	東濃信用金庫 本店 とうしんビジネスサービス(株)	2001/2/27
	和歌山県	和歌山市	(株)紀陽銀行 本店	2001/3/16
	東京都	中央区 千代田区	日興コーディアル証券(株)本社部門 日興アセットマネジメント(株)本社	2001/4/20
	岐阜県	岐阜市	(株)十六銀行	2001/5/8
	三重県	松坂市	(株)第三銀行 本社並びに本店営業部	2001/7/30
	群馬県	高崎市	高崎信用金庫 本部及び本店営業部	2001/8/9
山形県	山形市	(株)山形しあわせ銀行	2001/8/24	
保険	東京都	保谷市	安田火災海上保険(株)事務本部ビル (株)安田火災インフォメーション・テクノロジー 総務部 運用部 事務第二部 安田火災システム開発(株)システム基盤グループ	1997/11/28
	千葉県	印西市	三井住友海上火災保険(株)千葉ニュータウンセンター MSK情報サービス(株) MSKシステム開発(株)	1999/8/20
	東京都	新宿区	安田火災海上保険(株)本社	1999/10/27
	東京都	千代田区	東京海上火災保険(株)本店	1999/11/19
	東京都	調布市	日産火災海上保険(株)調布センタービル	2000/9/14
	東京都	八王子市	住友海上火災保険(株)八王子事務センター	2000/9/28
	全都道府		三井住友海上火災保険(株)新川及び千葉ニュータウン本社ビルを除く全事業所 三井住友海上きらめき生命保険(株) (株)インターリスク総研	2000/12/28
	東京都	港区	ソニー生命保険(株)本社	2001/3/14
	大阪府	大阪市	日本生命保険相互会社	2001/12/21
	東京都	千代田区、文京区	本店(本館)(南館)(東館) 東京本部(東邦日比谷ビル)(日比谷ビル)(文京グリーンコート)	

(出所)日本規格協会(2001年12月末日調べ)などより作成。

5.3 将来への展望と期待

ISO14001 認証取得や UNEP 宣言への署名金融機関の増加の他にも、新たな環境配慮型の金融商品・サービスの開発や組織内の環境負荷低減に向けた取組などは既に見たとおりである。このようにわが国においても、金融業の環境配慮行動が進展していくことは、社会の環境保全推進にポジティブな効果をもたらすことが期待される場所である。

具体的には、「金融業の環境配慮行動の進展が企業における環境コストを顕在化させ、取引先の環境配慮行動を促すとともに、市場の失敗の是正に貢献する効果」、「環境プロジェクトや環境ビジネスを選別し、優良なプロジェクトやビジネスを育てていく効果」、「環境会計、持続可能性報告書等の内容に与えるインパクトを通じて、企業経営一般における環境配慮行動をいっそう促進する効果」、「人々の環境保全に対する関心を高めていく効果」等の期待である。

欧州で企業の社会的責任論の高まりに呼応して金融機関が積極的なイニシアチブを発揮していることと対比させて、わが国金融業が環境配慮行動に関して欧州金融機関の取組レベルに遅れをとっているとする意見もある。

一方、金融業の環境配慮行動については、コストが発生するのであれば誰かが負担しなければならないことが原則であり、新たに発生するコストと収益との関係からは全ての配慮行動が継続できるものではない。コストを無視して制度化すると、最終的に誰も取引に参加せず、何も効果を生まないという冷静な見方も存在する。

国際的には、こうした金融業の環境配慮行動を重視していくという流れは確実なものとなっており、持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ地球環境サミット）に向けた国連環境計画の議論においても金融業の環境配慮行動の在り方が注目されているし、バーゼル銀行監督委員会による市中協議案の議論においても、第二次案のなかに最低所要自己資本の要件として、「銀行は、担保から環境保護上の債務が発生するリスク（担保物件に有毒物質が含まれている場合等）をモニターおよび管理すべきである。」との一文が盛り込まれている⁶³。

また、国内においても土壌汚染対策法案の国会提出など、金融機関の事業活動において環境問題との接点は、確実に拡大している。

今後、わが国においても金融業における環境配慮行動の一層の促進に向けて引き続き検討が必要とされている。

⁶³ 本報告書参考資料5 参照。

6 参考資料

参考資料 1 金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言（1997年5月修正）

現在及び未来の世代の利益を公平に保つため、持続可能な発展は経済社会発展と環境保護間の建設的な相互作用にかかっていると、金融サービス業界に属する我々は認識するものである。更に、持続可能な発展とは政府、事業、個人共通の責任であると理解し、我々は、これらグループと共に、市場構造枠内で、共通の環境目標に向かって協力し合っていくことを公約する。

1. 持続可能な発展に関する公約

1.1 我々は、持続可能な発展を健全な事業経営の基本的要素とみなす。

1.2 持続可能な発展を実現させる最高の方法は、適切な費用効果的法規及び経済的手段の枠内で市場を機能させることであると、我々は信ずる。全ての国の政府には、長期にわたる共通の環境優先事項とその価値を把握し実施していく指導的役割がある。

1.3 金融サービス部門は、他の経済部門と協力することにより、持続可能な発展の重要な貢献者たると我々は考える。

1.4 持続可能な発展は、法人の公約であり我々が健全な市民意識をもって行動することに掛っていると認識する。

2. 環境管理と金融団体

2.1 我々は、環境管理における、潜在的な環境悪化を予測予防する予防的方策を支持する。

2.2 我々の事業に適用できる地方、国、国際レベルの環境法規に従うことを約束し、環境的考慮をあらゆる市場において、活動、資産管理、又その他の事業決定に組み入れて行くよう努力する。

2.3 国内及び国際事業両方において、環境上のリスクを把握しその度合を測定することはリスクを評価し管理するための通常過程の一つであると認識する。我々の取引先に関しては、企業が適切な環境法規に従っていること又環境上健全な方策を取っていることが効果的に企業管理が行われているのを示す重要な要素であると考えます。

2.4 我々は、エネルギー効率、再生、廃棄物減少を含む環境管理に最善を尽くすよう努力する。また、同じように高い環境基準を導入している共同事業者、供給者、下請契約者と事業関係を結ぶよう努める。

2.5 我々は環境管理において、新しい展開を組み込むため定期的に実施方策を見直すつもりである。そして、当業界に対しこれら及びこれらに関係ある領域での研究に着手するよう奨励する。

2.6 我々は環境に関して定期的に内部での再検討を行い、我々の活動を環境目標に対し判定する必要があると認識する。

2.7 我々は、環境保護促進となる製品及びサービスを発展するよう金融サービス分野に推進を促す。

3. 一般大衆の自覚及びコミュニケーション

3.1 我々は、金融団体に対し各自の環境政策宣言を作成し発表すること、又、環境的考慮が事業にすでに反映されている段階はどれほどであるかを定期的に報告するよう勧める。

3.2 我々の取引先が環境リスクを減らす自己の能力を強化させ、持続可能な発展を促進させることができるよう必要に応じて、我々は取引先と共に情報を分かち合う。

3.3 環境に関する事項について、株主、従業員、取引先、政府、一般大衆を含む関係者に対し我々は隠すことなく共に対話を持つことを心がける。

3.4 我々は、国連環境計画（UNEP）に対し、できる限りにおいて、持続可能な発展に関する適切な情報を提供し、当宣言の原則を実行しその目標を追求して行く上で当業界の助けとなることを望むものである。

3.5 我々は、他の金融団体が当宣言を支持することを奨励する。最良の実施が広く行われるよう我々の経験と知識を彼等と分け合うことを公約する。

3.6 我々はUNEPと当宣言実施の成功を定期的に検討し、適切に修正する。

署名する我々は、上記宣言に述べられた原則を是認し、我々の方策と事業活動によって環境考慮と持続可能な発展が促進されていくよう行動することに努める。

参考資料2 金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）
宣言署名金融機関リスト（2002年1月現在）

Albania

American Bank of Albania – Banka Amerikane e Shqiperise

Andorra

Banca Internacional D'Andora - Banca Mora

Credit Andorra

Angola

Banco Africano de Investimentos

Banco Nacional de Angola

Argentina

Banco Frances

Australia

Westpac Banking Corporation

Austria

Bank Austria, Austria

Bank Für Tirol und Vorarlberg Aktiengesellschaft

Bankhaus Carl Spengler & Co. Aktiengesellschaft

Creditanstalt-Bankverein, Austria

Osterreichische Investitionskredit Aktiengesellschaft

Osterreichische Kommunalkredit Aktiengesellschaft

Raiffeisen Zentralbank Austria AG

Brazil

Banco do Estado de Sao Paulo SA

Banco Nacional de Desenvolvimento Economic e Social

BBV Brasil

Bulgaria

Balkanbank Ltd.

Canada

Bank of Montreal
Canadian Imperial Bank of Commerce
Export Development Corporation
Royal Bank of Canada
Scotia Bank (The Bank of Nova Scotia)
Toronto_Dominion Bank

Chile

Banco BHIF

China

Bank of Shanghai

Colombia

Banco Ganadero

Cyprus

Bank of Cyprus

Denmark

Den Danske Bank, A/S
Unibank

Finland

Kansalhs-Osake-Pankki

France

Banque Populaire du Haut-Rhin
Caisse des depots
Credit Local de France

Germany

Bankhaus Bauer AG
Bankhaus C.L. Seeliger

Bankhaus Max Flessa & Co.
Bankhaus Neelmeyer AG
Bankverein Werther AG
Bayersiche Handelsbank AG
Bayerische Hypo_und Vereinsbank
Bayerische Landesbank Girozentrale
Beneficial Bank AG
Bezirkssparkasse Heidelberg
BfG Bank AG
B.Metzler seel. Sohn & Co. KgaA
Commerzbank AG.
Conrad Hinrich Donner Bank AG
DEG - German Investment and Development Company
Degussa Bank GmbH
Delbrück & Co., Privatbankiers
Deutsche Ausgleichsbank
Deutsche Bank AG
Deutsche Bank Saar
Deutsche Pfandbrief_und Hypothekenbank AG
Deutsche Postbank AG
DG Bank
Dresdner Bank AG
Eurohypo AG, Europäische Hypothekenbank der Deutschen Bank
Fürstlich Castell'sche Bank, Credit_Casse
Hamburgische Landesbank Girozentrale
Hesse Newman Co Bank (BNL Group)
HKB Hypotheken-und Kommunalkredit Bank
Investitionsbank des Landes Brandenburg
Kreditanstalt für Wiederaufbau
Kreissparkasse Düsseldorf
Kreissparkasse Göppingen
Landesbank Baden-Württemberg
Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale
LBS Badische Landesbausparkasse
Merck Finck & Co.
M.M.Warburg & Co.

Quelle Bank AG
Sal. Oppenheim jr. & Cie
SchmidtBank KGaA
Schröder Münchmeyer Hengst AG
Schwäbische Bank AG
Service Bank GmbH & Co. KG
Sparkasse Leichlingen
Sparkasse Staufen
Stadtsparkasse Hannover
Stadtsparkasse München
Stadtsparkasse Wuppertal
UrnweltBank AG, Germany
Vereins-und Westbank AG
Volksbank Siegen-Netphen eG
WeltLB

Greece

Commercial Bank of Greece

Hungary

Budapest Bank RT.
National Savings and Commerical Bank Ltd.

Iceland

Landsbanki Islands

India

Bank of Baroda

Ireland

Bank of Ireland Group

Italy

Banca Monte dei Paschi di Siena S.p.A
Istituto Nazionale di Credito Agrario S.p.A.
Credito Italiano

Japan

Development Bank of Japan (日本政策投資銀行)
Good Bankers Co. Ltd. (グッドバンカー)
Nikko Asset Management Co. Ltd. (日興アセットマネジメント)
Nikko Securities Co. Ltd. (日興証券：現 日興コーディアル証券)
Shiga Bank, Japan (滋賀銀行)

Jordan

Arab Bank, PLC
Export Bank of Africa Ltd.
Middle East Investment Bank, S.G. Group

Kenya

Kenya Commercial Bank Group

Kuwait

Kenya Commercial Bank Group
National Bank of Kuwait SAK

Madagascar

Banky Fampanandrosoana ny Varotra

Mexico

Banco Nacional de Obras y Servicios Publicos SNC
BBV Probursa

Morocco

BMCE Bank

The Netherlands

Algemene Spaarbank voor Nederland
FMO
Rabobank
Triodos Bank

Norway

Den norske Bank ASA

Peru

Banco Continental

The Philippines

Bank of Philippine Islands

Development Bank of the Philippines

Global Business Bank

Land Bank of the Philippines

Metropolitan Bank and Trust Company

Philippine Bank of Communications (PB Com)

Planters Development Bank

Rizal Commercial Banking Corporation

Poland

Bank Depozytowo-Kredytowy S.A.

Bank Gdanski S.A., Poland

Bank Ochrony Srodowiska

Bank of Handlowy W. Warszawie SA

Bank Polska Kasa Opieki S.A.

Bank Przemystowo_Handlowy S.A.

Bank Rozwoju Eksportu S.A.

Bank Slaski S.A.

Bank Zachodni S.A.

National Fund for Environmental Protection and Water Management

Polski Bank Inwestycyjny S.A.

Pomorski Bank Kredytowy S.A.

Powszechna Kasa Oszczednosci - Bank Panstwowy

Powszechny Bank Gospodarczy S.A. w todzi

Powszechny Bank Kredytowy S.A.

Portugal

Banco Bilbao Vizcaya (Portugal) S.A.

Banco Portuges do Atlantico SA

IPE Capital, SA

Puerto Rico

BBV Puerto Rico

Romania

Romanian Commercial Bank SA

Russia

Econatsbank

Slovenia

Kreditna banka Maribor d.d.

Spain

Banca Catalana S.A.

Banco Bilbao Vizcaya S.A.

Banco del Comercio S.A

Banesto, Banco Espagnol de Credito

BBV Privanza, Banco S.A.

Caixa Cataluyna

Central Hispano

Finanzia, Banca de Credito S.A.

Sweden

Ekobanken-Din Medlemsbank

JAK- Jord, Arbete, Kapital

Skandinaviska Enskilda Banken

Svenska Handelsbanken

Swedbank AB

Switzerland

Bank Sarasin & Cie

Banque Cantonale de Geneve

Basellandschaftliche Kantonalbank

Credit Suisse Group

EPS Finance Ltd.
Luzerner Kantonalbank
Sustainable Asset Management
UBS AG
Zurcher Kantonalbank

Thailand

Thai Investment and Securities Co. Ltd

Turkey

Finansbank
Garanti Leasing

Uganda

Uganda Commercial Bank

United Kingdom

Abbey National Plc.
Barclays Group Plc.
Cooperative Bank, Manchester
Friends Provident Life Office
HSBC Holdings Plc.
Lloyds TSB Bank
NatWest Group
Prudential Plc.
Royal Bank of Scotland Plc.
Woolwich Plc,

United States of America

Citigroup
Community Capital Bank
EBI Capital Group LLP
Fleetboston Bank
Friends Ivory & Sime Trust Company
Innovest Strategic Value Advisor Inc.
Republic National Bank

Venezuela

Banco Provincial

Corporaci6n Andina de Formento

(出所) 国連環境計画ファイナンスイニシアチブ事務局資料より作成。

参考資料 3 保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント

前文

保険業界は、経済的発展は人類の福祉及び健全な環境と両立されなければならないと認識する。これを無視することは、社会的、環境的、及び財政的な代償を増加させる恐れがある。我々の業界は、政府、個人、団体と共に、環境リスクを管理し、減少させるのに重要な役割を担っている。我々は、汚染の削減、資源の効率的利用や気候変動のような重要問題に協同して取り組むことにつきコミットしている。我々は、現実的で持続可能な解決を見いだすよう努力する。

1. 持続可能な発展の一般原則

- 1.1. 我々は、持続可能な発展を、将来の世代自身の欲求を充足する力を損なうことなく現在の世代の欲求を充足する発展と定義し、健全な企業経営の1つの基本的な側面と考える。
- 1.2. 我々は、持続可能な発展は、費用効率のよい規則と経済的手法の適切な枠組みの中で市場を機能させることにより、もっともうまく達成されると信ずる。長期的な優先順位や価値観を確立し、実行することにつき、政府は指導的な役割を担っている。
- 1.3. 我々は、強力で活発な保険業界は、他の経済の分野や消費者との相互作用を通じての持続可能な発展に対する重要な寄与者であると考えます。
- 1.4. 我々は、不確実性を理解し、リスクを確認し、定量化し、そしてリスクに 대응していくことにおける、我々の業界に存在している技能や技術は、環境問題を管理していくにあたっての中核的な力であると信ずる。
- 1.5. 我々は、ある種の懸念は十分に定量化できず、また全ての影響を純粋に財務上の観点で解決できないという限りにおいて、予防的原則を承認する。調査研究は不確実性を減少させるのに必要であるが、不確実性を完全になくすことはできない。

2. 環境管理

- 2.1. 我々は、我々の中核的な業務における環境リスクへの関心を強化していく。これらの業務は、リスクマネジメント、損害予防、商品設計、損害調査処理、資産運用を含む。
- 2.2. 我々は、我々の支配下にある内部業務と物理的財産を、環境に関する配慮を反映するようなやり方で管理することにコミットしている。
- 2.3. 我々は、その他の中核的な業務におけるように、計画、マーケティング、従業員とのコミュニケーション・研修においても、環境管理に関連する進展を融

合するために、我々の経営慣行を定期的に点検していく。

2.4. 我々は、これらの問題および関連する問題についての調査研究を奨励する。環境問題における対応は、効果と費用において異なりうる。我々は、創造的かつ効果的な解決を見い出すような調査研究を奨励する。

2.5. 我々は、損害予防、契約の内容・条件といった措置を通じて、健全な環境上の慣行を促進する保険商品とサービスを支持する。我々は、安全性および収益性の要件を満たしつつ、我々の資産運用において環境に関する配慮を含めるよう努めていく。

2.6. 我々は、定期的に内部的な環境に関する点検を行い、また測定可能な環境上の目標と基準を策定するよう努めていく。

2.7. 我々は、全ての関係する地方レベル、国家レベル、国際レベルの環境規制を遵守する。規制の遵守にとどまらず、我々は環境管理における最善の慣行を作り上げ採用するよう努めていく。我々は、我々の顧客、パートナー、供給者が同様に行動することを支援していく。

3. 公衆の意識とコミュニケーション

3.1. 企業機密に留意しつつ、我々は、関係する情報を、顧客、仲介者、株主、従業員、規制当局者を含む利害関係者と共有することにコミットしている。そうすることによって、環境上の課題に対する社会の対応を改善していく。

3.2. 公共当局や他の団体との対話を通じて、我々は、持続可能な発展のためのより効果的な枠組みを作ることに貢献するよう目指す。

3.3. 我々は、国連環境計画（UNEP）と協同して、このステートメントの原則と目標を推進し、UNEPの活発な支援を求めていく。

3.4. 我々は、他の保険会社がこのステートメントを支持するよう奨励していく。我々は、最善の慣行を拓めるために、これらの保険会社と我々の経験や知識を共有することにコミットしている。

3.5. 我々は、公衆に我々の環境についての活動を活発に伝え、このステートメントの成功度合いを定期的に点検していく。そして、全ての署名者が実際に進歩するよう期得する。

参考資料 4 保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント署名金融機関
リスト (2002 年 1 月現在)

Argentina

Grupo Fortuna SA

Australia

QBE Insurance Group Ltd.

Austria

VJV VolksfürsorgeJupiter Allg.Vers.AG

Wiener Städtische Allgemeine Versicherung Aktiengesellschaft

Canada

Dominion of Canada General Insurance Company

China

Sumitomo Property & Casualty Insurance Co.(HK)

Denmark

Copenhagen Re

Finland

Sampo Group

Tapiola Insurance Group

France

SOREMA

Germany

Aachener und Münchner Versicherung

Bayerische Beamten Versicherung AG

Delvag LuftfahrtversicherungsAG

ERC Frankona (for Aachener Rückversicherung)

Gegenseitigkeit Versicherung Oldenburg

Landesschadenhilfe Versicherung V.a.G.

Gerling Konzern
Mannheimer Versicherungen
Muenchener Rueckversicherungs Gesellschaft (Munich Re)
Nürnbergger Allgemeine VersicherungsAG
OEKO Capital Lebensversicherung AG
R & V Allgemeine Versicherung
RheinLand Versicherungs AG
Stuttgarter Allgemeine Versicherung AG
Stuttgarter Lebensversicherung a.G
Vereinte Versicherung AG
Victoria Versicherungen
Volksfürsorge Holding AG
Wüttembergische Versicherung AG

Indonesia

Sumitomo Marine & Pool

Italy

Generali Assicurazioni Generali S.p.A.
Istituto Nazionale delle Assicurazioni
La Fondiaria Assicurazioni S.p.A.
Riunione Adriatica di Sicurta

Japan

ACE Insurance (エース損害保険)
Daiichi Mutual Fire and Marine Insurance Co. (第一火災海上保険 解散)
JI Accident & Fire Insurance Co.Ltd. (ジェイアイ傷害火災保険)
Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd (三井住友海上火災保険)
Tokio Marine and Fire Insurance Co. Ltd. (東京海上火災保険)
Yasuda Fire and Marine Insurance Co.Ltd. (安田火災海上保険)

Korea (Rep. of)

Hyundai Marine and Fire Insurance Co.Ltd.

The Netherlands

Achmea

Interpolis

New Zealand

National Insurance
Sovereign Assurance

Norway

Skogbrand Insurance Company (Associate member)
Storebrand

Portugal

Império S.A.

Russia

City Insurance Co.
Energogarant, Ltd.
Industrial Insurance Co.
Lider Insurance Co.
Rosno Insurance Co.
Siberian Russian Insurance Co. (Sibrosso)
SOGAZ Co., Ltd.
Spasskiye Vorota Insurance Co.

Singapore

Overseas Union Insurance Limited

South Africa

AEGIS Insurance Company Ltd.

Spain

MAPFRE Mutualidad de Seguros y Reaseguros a Prima Fija's
MUSINI
Pool Español de Riesgos Medioambientales

Sweden

Folksam

KPA
Skandia Insurance Company Ltd.
SPP Foraskringsbolaget
Trygg Hansa
WASA Försäkring **

Switzerland

Basler VersicherungsGesellschaft
Elvia Versicherungen
Helvetia Patria Versicherungen
Rentenanstalt/Swiss Life
Schweizerische MobiliarVersicherungsgesellschaft
Swiss Reinsurance Company
Union Suisse Insurance Co.
Vaudoise Générale Compagnie d'Assurances
Winterthur Versicherungen
Zurich Insurance Company

Tanzania

National Corporation of Tanzania Ltd.

Thailand

Bangkok Insurance Public Company Limited

United Kingdom

Aon Group (Associate member)
Barlow Lyde & Gilbert (Associate member)
CGU plc.
Co-operative Insurance Society ltd.
Independent Insurance Company
Iron Trades Insurance Group
Legal and General Group Plc., United Kingdom
NatWest Insurance Services (Associate member)
NPI
Sumitomo Marine & Fire Insurance Co.(Europe)

United States of America

Employers Reinsurance Corporation

HSB Group, Inc.

(出所) 国連環境計画ファイナンスイニシアチブ事務局資料より作成。

参考資料5 『自己資本に関する新しいバーゼル合意』バーゼル銀行監督委員会による市中協議案抜粋⁶⁴

第2部．第一の柱 - 最低所要自己資本

III．信用リスク 内部格付手法

B. 事業法人向けエクスポージャーに関する規則

2．事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準

(xi) 監督当局が設定した LGD および EAD を用いる場合の最低基準

(d) 運用上の基準

321. 担保管理に関するその他の基準は以下のとおり。

銀行が受け入れる CRE および RRE 担保のタイプ、および、エクスポージャーとの対比における各タイプの担保の適切な額についての方針と実務は、内部的な与信方針と与信手続きに明確に記述され、監督上の検証や監査またはその双方の際に供覧されるべきである。

取引の構成に関する銀行の信用政策においては、適切な担保基準が定められていなければならない。それらの基準は、エクスポージャーの額、担保を直ちに清算し得る可能性、担保の価格ないし時価を客観的に設定し得る可能性、専門家による評価を含め担保価値を迅速に把握し得る頻度、および担保価値の安定性を規定していなければならない。

担保管理は、当該銀行の特定の業務部門が専管すべきである。

銀行は、担保として受け入れた物件が損害や劣化から適切に守られるよう措置を採るべきである。

銀行は、担保物に対し、容認される先順位債権（租税等）がどの程度存するかを継続的にモニターすべきである（パラグラフ 320 の脚注 33 参照）。

銀行は、担保から環境保護上の債務が発生するリスク（担保物件に有毒物質が含まれている場合等）をモニターおよび管理すべきである。

⁶⁴ 全文は http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bj_20010117_1e.pdf。本文中略語の意は次の通り。LGD=デフォルト時損失率、EAD=デフォルト時エクスポージャー、CRE=商業用不動産、RRE=住宅用不動産。また、本文中パラグラフ 320 の脚注 33 とある箇所は次の通り。「但し、一部の国では、未収租税債権、被用者の賃金など、優先債権者の先順位権が認められる。」

参考資料 6 参考文献等

書籍

Bouma, J., Jeucken, M. and Klinkers, L. (Ed.); "Sustainable Banking", Greenleaf Publishing, 2001

Case, P.; "Environmental Risk Management and Corporate Lending", Woodhead Publishing, 1999

Domini, A.; "Socially Responsible Investing: Making a Difference and Making Money"; Dearborn Trade, 2001

Hancock, J.; "The Ethical Investor", Pearson Education, 1999

Jeucken, M.; "Sustainable Finance and Banking", Earthscan Publications, 2001

Reisch, L. (Ed.); "Ethical-ecological Investment: Towards Global Sustainable Development", IKO-Verlag für Interkulturelle Kommunikation, 2001

論文、調査レポート

ABN AMRO Asset Management; "Do socially responsible equity portfolios perform differently from conventional portfolios? If so; how and why"; Global Consulting Group, September 2001

Bartolomeo, M. and Dega, T.; "Green, social and ethical funds in Europe 2001" SiRi Group, 2001

"Green Finance / Environmental Management in Banks, Savings Banks and Insurance Companies", German Federal Environment Ministry, July 2001

Chen, L.; "Sustainability Investment / The Merits of Socially Responsible Investing"; UBS Warburg, August 2001

Gravitz, A. and Larsen, T.; "2001 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United State", Social Investment Forum Foundation and Social Investment Forum, November 2001

Knecht, F. and Ganzi, J.; "Developing a Sustainability Performance Development Programme (SPDP) for the Financial Sector in Asia-Pacific 2001", UNEP Finance Initiatives, April 2001

Pearce, B.; "Capital Markets, the Financial Services Sector and Sustainability / Background Briefing", Centre for Sustainable Investment, 2001

Scholten, L.J.R. and Sprengers, P.; "Responsible Savings and Investments in the Netherlands; Developments in Volume and Growth between 1987 and 2000", VBDO, July 2001

"国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言", 国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会, 2001